

【提 言】

財政再建に向けた歳出・歳入一体改革

～一極集中を是正し、消費税は成長戦略と財政再建の財源に～

平成 24 年（2012 年） 4 月

一般社団法人 関西経済同友会
経済政策委員会

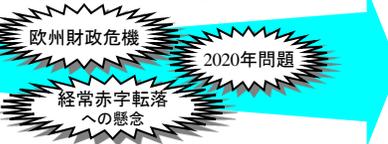
I. はじめに (現状認識) (本文p1～)

○加速度的に増幅するわが国の財政破綻リスク ～2020年を待たずに到来する可能性のある日本国債の信用危機～

既に危機的な財政

- ・社会保障費の増加
- ・歳出の4割余りしかない税収
- ・赤字国債発行の常態化、GDPの200%を超える債務残高

危機の加速



消費税増税の先送りは、
市場の信頼を一気に失う

国債下落、長期金利上昇

わが国財政の破綻

II. 財政再建目標 (本文p2～)

○2020年度の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の黒字化を「宣言」せよ

■政府の財政運営戦略
(2010年6月22日閣議決定)

遅くとも2020年度までに、
国・地方の基礎的財政収支
(プライマリー・バランス)を黒字化

しかし、政府試算*によれば2020年度のプライマリー・バランスは、

- ・慎重シナリオで、対GDP比▲3.0%(16.6兆円程度の不足)
- ・成長戦略シナリオで、対GDP比▲1.4%(8.9兆円程度の不足)

(*内閣府「経済財政の中長期試算」2012年1月)

政府は左記目標の達成を公約し、財政再建の道筋を明らかにすべき

消費税増税を
織り込んで

III. 本提言の2つの柱 (基本理念) (本文p2～)

1. 歳出改革あつての歳入改革 ～社会保障と税の中長期的なグランドデザインが「安心社会」を創る～

歳出改革

◆社会保障費への切込み

- ・歳出全体の27.9%、26.4兆円規模(2011年)
- ・自然増は毎年約1.2兆円ペースで増加
- ・高齢層への給付に偏り(しかし、「安心」につながらず)

⇒ 社会保障費への大胆な切込みが不可欠。
給付水準の維持よりも、持続性のある
(安心につながる)社会保障制度を。

◆行政改革(コスト削減)

- ・公務員総人件費2割削減、行政の管理・運営コスト削減

歳入改革

◆消費税率の引上げ

- ・10%への引上げは待たなし。法案を閣議決定した点は評価。
- ・社会保障費の削減を同時並行で行うべき(10%超への引上げは直ちに賛成できない)

⇒ 自然増への充当は10年で増税分(13兆円)を
食いつぶす。消費税の増税分(5%)は、成長戦略(3%)と財政再建(2%)のために使うべき。

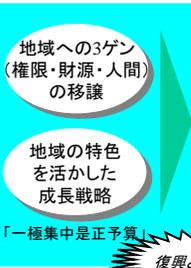
◆将来の税収増に向けた成長戦略

- ・国内雇用の確保(企業立地環境の整備)、規制改革の推進
- ・官民の役割分担の見直しと積極的な民間活用(事業創出)

2. 東京一極集中の是正をテコに財政再建を推進せよ ～ライフスタイルの変革を促し、国のかたちを変える覚悟で取り組みを～

＜地域主権・多極型社会への変革＞

- 一極集中の弊害
- ・危機管理面のリスク
- ・人件費、企業立地コスト
- ・住生活環境(育児、労働、高齢者向け等)の悪化
- ・出生率の低下
- ・公共インフラの整備・維持コストの非効率性



一極集中を是正し、
多極型社会の
形成を目指すべき

変革を促す上では
「価値観・生き方
(ライフスタイル)の
多様性」が重要

歳出改革へのプラス

- ・行政のムダや社会保障運営コストの削減、公共インフラ整備の効率化

歳入改革へのプラス

- ・地域の雇用創出による税収増
- ・地域主導の経済成長を通じたわが国全体の活性化

2011/3/11
「東日本大震災」

震災復興に向けた取り組み(地域の課題等に即した復興予算の効果的な活用)

IV. 財政再建に向けた具体的な政策提言 (本文p7～)

1. 歳出・歳入一体改革

1-1 歳出改革

(1) 社会保障費の抑制・削減

- ①本来の制度・水準の早期実施 : 年金の物価スライド特例分の解消
70-74歳の医療費窓口負担割合引上げ(1割→2割)
- ②高所得者への給付の抑制・削減 : 高所得者の医療費自己負担割合引上げ(3割→4割)
所得水準に応じた基礎年金給付額の段階的減額、等
- ③社会保障費の年間総額上限の設定と給付の優先順位付け

- (a)早急の実施可能な削減策 : 外来患者の医療費窓口負担1回100円上乗せ、等
- (b)中長期で実施すべき削減策 : 年金受給開始年齢の引上げ、
「リースター年金」等の自助努力型の年金制度導入、
医療ICT(情報通信技術)導入促進、レセプト電子化、
介護支援サービスへの民間参入促進、等

(2) 行政改革の推進

- ①行政の管理・運営コストの削減 : 総人件費2割削減、社会保障制度にかかる運営コスト削減
- ②資産・負債管理コストの削減 : 政府保有株や不要庁舎等の売却、PPPを活用した民間委託

1-2 歳入改革

(1) 税制

- ①消費税の引上げ
(a)10%への確実な引上げ(～2015年10月) : 増税分(5%)の用途は以下のとおり。
・成長戦略(3%) : 国内雇用対策等を目的に2%分を、その他の成長戦略に1%分を活用
・財政再建(2%) : 歳入不足を補うための赤字国債の発行額縮減に2%分を活用
(b)10%超への引上げ是非は慎重に検討を(～2020年度)
- ②所得・資産課税の見直し : 所得課税の最高税率引上げ、相続関連税制の見直し等

(2) 成長戦略

成長戦略予算(3%・約7.5兆円)のうち2%(約5兆円)を地方法人二税撤廃と地方消費税拡充に
-アジア並みの法人税実効税率25.5%を実現。企業立地を支援し、国内雇用を維持・拡充。
-地方消費税は、税収の偏りが少なく景気にも左右され難い安定財源。
残り1%(約2.5兆円)は下記政策に

- ①少子高齢化社会への対応
-医療介護 : 医療・介護分野に関連する設備投資・研究開発減税、介護分野の規制緩和
-子育て : 保育・教育費の税額控除制度の創設、保育施設増設、民間参入促進、等
- ②環境・エネルギー分野の成長戦略
-研究開発減税の維持・拡大、再生可能エネルギー関連の規制緩和、等
- ③PPP等のグローバルな経済連携への対応
-物流・交通インフラの整備(空港、港湾、高速道路等)
-農家の大規模化と効率化を促す補助金支援、民間の農業参入促進に向けた規制緩和
(ウルグアイ・ラウンド関連対策事業の検証・反省を踏まえた実効的なPPP対策投資)等

1-3. 改革促進に向けた政策

- (1) 共通番号制度の早期導入と実効的な運用
- (2) 歳入庁の設置

2. 地域主権・多極型社会への変革

- ・地域への3ゲン(権限・財源・人間)の移譲、「一極集中是正予算(仮称)」の創設
-権限の移譲 : 国出先機関の廃止については2014年度中の事務・権限の移譲を
-財源の移譲 : 地方消費税の拡充に加え、成長戦略予算の1%(約2.5兆円)のうち半額程度を地域へ委ねるべき
-人材の移譲 : 地域の行政や成長戦略等を担うための人材を中央から呼び込むべき

V. おわりに (本文p16～)

- ・地域の活性化を軸に、「中福祉・中負担型」の社会保障制度を受容できる国づくりを。

目次

I. はじめに	・・・	1
II. 財政再建目標	・・・	2
III. 本提言の2つの柱（基本理念）		
1. 歳出改革あつての歳入改革	・・・	2
2. 東京一極集中の是正をテコに財政再建を推進せよ	・・・	4
IV. 財政再建に向けた具体的な政策提言		
1. 歳出・歳入一体改革		
1-1 歳出改革		
(1) 社会保障費の抑制・削減	・・・	7
①本来の制度・水準の早期実施		
②高所得者への給付の抑制・削減		
③社会保障費の年間総額上限の設定と給付の優先順位付け		
(2) 行政改革の推進	・・・	9
①行政の管理・運営コストの削減		
②資産・負債管理コストの削減		
1-2 歳入改革		
(1) 税制	・・・	10
①消費税の引上げ		
②所得・資産課税の見直し		
(2) 成長戦略	・・・	11
①少子高齢化社会への対応		
②環境・エネルギー分野の成長戦略		
③TPP等のグローバルな経済連携への対応		
1-3. 改革促進に向けた政策	・・・	14
(1) 共通番号制度の早期導入と実効的な運用を		
(2) 歳入庁の設置		

2. 地域主権・多極型社会への変革	・・・ 15
(1) 歳出改革へのプラス要素	
(2) 歳入改革（成長戦略）へのプラス要素	
(3) 地域への3ゲン（権限・財源・人間）の移譲、 「一極集中是正予算（仮称）」の創設	
V. おわりに	・・・ 16

(参考) わが国財政の現状

1. 危機を加速させる3つのファクター	・・・ 17
(1) 2020年問題（長期債務残高と家計資産の逆転）	
(2) 財政（予算）の硬直化	
①歳出	
②歳入	
(3) 経常赤字への転落懸念	
2. 今後の見通しと影響	・・・ 18
(1) 財政収支における現状と今後の見通し	
(2) 財政赤字の影響	
【平成23年度 経済政策委員会 活動状況】	・・・ 19
【平成23年度 経済政策委員会 名簿】	・・・ 21

【参考図表1～21】

【参考試算①：本提言が基礎的財政収支に与える影響のシミュレーション】

【参考試算②：地方分散の経済効果】

財政再建に向けた歳出・歳入一体改革
～一極集中を是正し、消費税は成長戦略と財政再建の財源に～

I. はじめに

○加速度的に増幅するわが国の財政破綻リスク
～2020 年を待たずに到来する可能性のある日本国債の信用危機～

わが国財政はまさに危機的状況にある。少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加により歳出は増加の一途を辿り、長引くデフレ経済等で税収は減少傾向にある。2011 年度は歳出額の 4 割余りしか税収を確保できず、不足する歳入は毎年赤字国債を発行して補うことが常態化した。その結果、国・地方の借金は GDP の 200% を超える異常な水準に達している。

このような危機的状況の中、これまで日本国債が信用を維持できたのは諸外国との相対的な理由による面が大きい。欧米の財政危機が深刻化する一方、豊富な家計資産を背景に 9 割超が国内消化される国債は「安全資産」とされてきた。しかし状況は足下で急速に悪化しつつある。

欧州財政危機の波及やわが国の経常赤字転落への懸念等を契機に、国債の「安全神話」は崩れ始めている。欧州ではイタリアやフランスが財政再建に向けて増税と歳出削減を打ち出す等、着実な取り組みを進めている。ここでわが国が消費税増税の議論を先送りすれば、一気に市場の信認を失うことになる。そもそも 2020 年問題（長期債務残高と家計資産の逆転）が見通されており、国債の国内消化に懸念が生じれば雪崩をうって信用不安が現実化し、長期金利の急激な上昇等を通じて 2020 年を待たずに財政破綻が引き起こされる可能性がある。

今が財政再建に取り組む最後のチャンスである。震災復興に向けた予算・税の枠組みが決まり、既に復興需要が本格化する中、財政の構造的課題の解決にも同時並行で取り組む必要がある。本提言で述べる歳出・歳入一体改革と東京一極集中の是正により、持続性のある社会保障制度と国づくりが求められる。復興需要による景気浮揚が見込める今こそ改革を断行しなければすべてが手遅れになる。

【参考図表 1～5】

II. 財政再建目標

○2020年度の基礎的財政収支（プライマリ・バランス）の黒字化を“宣言”せよ

財政再建への第一歩として、政府は、財政運営戦略（2010年6月22日閣議決定）において掲げた財政健全化目標（2020年度までに国・地方の基礎的財政収支（プライマリ・バランス）を黒字化）を是が非でも達成しなければならない。そして、この健全化目標の達成を公約し、わが国の財政再建に向けた道筋を明らかにすべきである。

わが国の財政課題に対し、政府の財政再建の取り組みはスピード・内容共に不十分である。社会保障費への切込みは甘く、経済成長に向けた明確な戦略も描けていない。財政再建目標の達成に向けて今こそ歳出・歳入一体改革を断行すべきである。

【参考図表 6, 7】

III. 本提言の2つの柱（基本理念）

1. 歳出改革あつての歳入改革

～社会保障と税の中長期的なグランドデザインが「安心社会」を創る～

財政赤字の主たる原因は、年々増加する社会保障費と税収の減少にある。高齢層への給付に偏った現行の社会保障制度は持続性に乏しく、将来の制度破綻は明らかである。今こそ財政再建に向けて「流れ」を変えるときである。社会保障費（歳出）を抑制・削減し、国民全体で広く税と社会保険料の負担を分かち合い、税収増に向けた成長分野への投資を実行すべきである。

【参考図表 8】

○社会保障費へ大胆に切込み、給付水準維持よりも持続性のある社会保障制度を確立せよ

財政再建を実現するためには社会保障費の抑制・削減が不可欠である。特に、高齢化の進展に伴う自然増分への切込みなくして財政再建は達成しえない。支出額の上限目標を定めてその枠内で厳しく優先順位付けを行うなど、制度自体の抜本改革が必要である。

現在の給付水準（レベル感）を維持することよりも、制度の持続性を確保することが「安心」につながる。財政的に賄える社会保障制度を構築することこそが重要である。消費税の増税に伴い新たな給付増を打ち出すことは、安心には繋がらない。現在の刹那的な対策（給付減・負担増の先送り、給付拡充策の先行）ではかえって高齢者の不安を増すだけである。1,500兆円にのぼる家計金融資産の大半を保有し

ている高齢者の消費が伸びないのは将来への不安が強いからである。将来に対する安心が得られれば消費は伸び、停滞する経済の打破にもつながる。給付の抑制・削減をプラスに捉え、抜本的な改革の実行が求められる。安心・納得できる持続的な社会保障制度への道筋を示し、自然増分への切込みを断行すべきである。

痛みを伴う改革であればこそ、負担の公平性・透明性の確保が重要である。税と同様、社会保険料についても国民全員が各々の納付義務を確実に果たす仕組み・インフラ作りが求められる。制度の持続性を維持するために、負担の面でも全員参加型の社会保障制度を構築すべきである。また、徴収体制や制度運営における効率性を高めるために行政組織の改革を断行する必要がある。

政府・与野党はこうした点を国民に理解・納得させる努力を尽くすべきである。選挙での有権者の反発を恐れるあまり、改革を先送りすることはもはや許されない。

【参考図表 9, 10】

○消費税を成長戦略と財政再建に充当せよ

～自然増への充当は 10 年で増税分を食いつぶす～

将来世代へツケを残さず、負担を国民全体で広く分担するために、消費税率引上げは待ったなしであり、税率 10%への引上げ法案を閣議決定した点は評価できる。しかし、10%超への引上げ(16%や 20%といった議論)には直ちには賛成できない。むしろ 10%の消費税で賄えるよう、社会保障給付の抑制・削減を同時並行で行う必要がある。16%や 20%への引上げ議論先行では、放置した社会保障費増に伴い更なる増税が必要となる「たちごっこ」に陥る。

消費税の増税分(5%)は成長戦略と財政再建のために使うべきである。増税に対する国民の抵抗感を和らげるため、消費税増税分を社会保障費の自然増や安易な給付拡充策の財源とする政府案に強く反対する。消費税の増税は不足する歳入(税収)を確保するために必要なものであって、「社会保障のための増税」を標榜すべきではない。特に、自然増(毎年 1.2 兆円)への充当額は 1 年ごとに増加するものであり、これを放置すれば単純計算で約 10 年で今回の増税分(約 13 兆円)を食いつぶしてしまうことになる。消費税を社会保障目的に使うという大義名分の下に新たな給付増を看過すべきではない。

わが国が危機から脱出するために増税は不可避であるが、増税には、「増税のために歳出増を容認・放置する道」と「増税とセットで歳出増をしっかり抑える道」の 2 つの道がある。後者の道こそ将来の安心につながる道であり、わが国が歩むべき王道である。

【参考図表 11】

○将来の税収増に向けた成長戦略へ投資せよ

歳出削減と増税だけでは日本経済は縮小の一途を辿る。将来の税収増に向けて、成長分野への重点的・継続的な投資（税の軽減、規制緩和等）が必要である。復興予算との連続性・一体性を意識し、互いに相乗効果を得られる政策を実行すべきである。広く薄いバラマキ型ではなくメリハリの効いた予算配分が求められる。

企業が海外市場を念頭に置いて事業ポートフォリオを検討し、アジア諸国との協業・分業が進む中、今後の国内産業の構造変化や雇用確保等に対応するための政策が必要である。過度に外需に依存せず、内需拡大と国内雇用の創出に向けた政策（立地競争力向上策・新成長産業育成策）を実行すべきである。

国内の企業立地環境を整備することは、国内雇用の維持・拡充にとってプラスとなる。国内雇用確保は現役世代の所得や税収（所得税・消費税等）の増加に寄与するだけでなく、社会保障制度の「支え手」の拡大にもつながる。安定した社会保障制度を構築する上で国内雇用の促進は極めて重要である。産業・雇用の空洞化を防止するための実効的な企業立地支援を行うべきである。

なお、産業発展を支える電力の安定供給確保は成長戦略の根幹である。この問題を放置しては、環境・エネルギー分野といったわが国の次世代成長産業も衰退の危機に瀕する。電力の安定供給は国の産業構造すら歪めてしまう重大な問題であり、政府は責任をもって一刻も早く電力確保に取り組みねばならない。また、将来のエネルギー政策の策定にあたっては短期と中長期の視点で是正が必要である。

社会保障分野においては、政府と民間の役割分担を見直し、ミニマムマストの公的サービス以外は積極的に民間の資金・ノウハウを活用（事業創出）すべきである。政府が多大な管理・運営コストをかけて公的サービスを提供するのは非効率的であり、その必要性も乏しい。政府は政府でなくてはなし得ない分野に可能な限り特化すべきである。補助金等の資金（税金）の投下に固執せず、規制緩和による新規参入促進等、有効かつ効率的な民間活用策を実施する必要がある。例えば、公的年金制度については国民の自助努力を促す仕組みを導入し、政府は税制面で自助努力を支援するなどの政策が考えられる。

こうした成長戦略の実行にあたっては、少子高齢・成熟型社会に対応した国民生活、経済社会構造への変革を促す視点が重要である。地域への機能分散を含め、既存の行政組織体制や産業構造のあり方を再検討し、成長戦略予算の配分方法や執行主体を見直すべきである。

2. 東京一極集中の是正をテコに財政再建を推進せよ

～ライフスタイルの変革を促し、国のかたちを変える覚悟で取り組みを～

東日本大震災からの復興取り組みが1年を迎える中、あらためてわが国のあるべき「国のかたち」が問われている。行政・経済等の中枢機能の東京一極集中は危機管理

の面でも経済発展の面でも限界を露呈した。政府や企業は大規模災害等に備えて地域へ機能分散を進めているが、経済の面でも集中是正への変革が急務となっている。長引くデフレ不況や企業の競争力低下は東京一極集中が破綻を来たしている一つの証左である。企業のグローバル化が進み、ITの発展が事業活動の根幹を支える現代において、企業が経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を東京へ集中させる必要性は薄れた。消費行動においてはネット販売が広く浸透する等、一極集中が必要とされたこれまでの経済・産業構造は急速に変貌を遂げた。

東京一極集中が効率的で、わが国の経済発展や国民の福祉に寄与した時代は終わった。過度な一極集中により企業の人件費や本社等の立地コストが増加。人口過密により地価や物価は上昇し、住民の生活コストも高止まりしている(注¹)。住居は勤務場所と遠く離れざるを得ず、労働生産性の低下（通勤時間の増加によるコスト(注²)）や育児環境の悪化（育児と仕事の両立困難(注³)）、出生率の低下(注⁴)を招いている。高い人件費や物価は社会保障コスト（生活保護給付費や制度運営コスト）の増加をも招いている。地方における公共インフラの整備・維持も非効率なものとなっている。病院や学校、道路・橋梁、空港・港湾、上下水道等のインフラは、人口が寡少な地域でも最低限の整備と維持コストが必要なため、東京への人口集中の結果、地方における一人当たりコストが多大なものとなっている。

こうした東京一極集中の弊害を取り除き、地域主権・多極型の社会を築くことが必要である。同時に国民のライフスタイルの変革を促すことが求められる。様々な一極集中コストの削減と地域主導の経済成長を通じて、東京を含めたわが国全体の活性化と財政健全化を実現する必要がある。また、雇用の受け皿となる地域の産業を創出・育成し、高齢者や子育て世代が継続的に住み着く環境を整備することが求められる。中長期的な視点から、わが国最大の課題とも言える人口問題（出生率の改善、生産年齢人口の維持・拡大）を解決し、将来の経済成長に資する社会の構築を目指すべきである。

そのためには、地域へ権限と財源を移譲し、あわせて地域主権をリードする人材を中央から呼び込むことで、地域の知恵と裁量による地域社会の活性化や産業振興、企業誘致等の政策を誘発していくことが必要である。今後、震災復興やTPP対応等の大規模な予算執行が想定される中、全国一律の基準や手法によるのではなく、地域の課題性（テーマ）や特色等に応じて予算を有効活用すべきである。現状では地方自治体の財源や予算には少なからず制約が存在し、いわゆる戦略的予算が僅少であるため、例えば「一極集中是正予算（仮称）」を新設し、成長戦略予算の執行を地域が主体的

¹ 東京都と横浜市の物価は全国平均に対し約6%以上高い。（出所）総務省。なお、首都圏（1都3県）への人口集中を抑制することで2040年時点、約3,600億円の生活費抑制が可能となる。（試算の詳細については巻末資料を参照。）

² 通勤・通学時間の増加によるコストを経済効果として試算した場合、2040年時点で約4,300億円の効果が見込まれる。（試算の詳細については巻末資料を参照。）

³ 女性の就業率改善により2040年時点で約1兆1,400億円の経済効果が見込まれる。（試算の詳細については巻末資料を参照。）

⁴ 東京都の合計特殊出生率は1.12に対して、全国平均は1.37（沖縄県は1.79）と高い。（出所）厚生労働省

に担うべきである。このまま一極集中を是認し地域の衰退を見過ごせば、国から地方へ配分される予算はますます非効率なものとなる。

【参考図表 12～19】

IV. 財政再建に向けた具体的な政策提言

1. 歳出・歳入一体改革

1-1 歳出改革

(1) 社会保障費の抑制・削減

グローバル化の中で国を守り、国の活力を維持するためには「身を削る」取り組みが求められる。現在の社会保障制度について直ちに改革が必要な点は、①本来の制度・水準の早期実施（いわゆる「年金のもらい過ぎ」解消等）と、②高所得者への給付の抑制・削減である。その上で、③社会保障費の年間総額上限の設定と給付の優先順位付けにより、広く国民全体で負担を分かち合う制度を目指すべきである。

①本来の制度・水準の早期実施

現行の社会保障給付の中には本来予定されている制度設計や給付水準を一時的に修正し、特例的に給付額を引上げ（負担額を引下げ）しているものが存在する。**社会保障費の抑制・削減にあたっては、こうした特例をまず廃止して本来の制度・水準に戻すことが必要である。**

具体的には、年金の物価スライド特例分の解消を着実に実行すべきである。また、70-74歳の医療費窓口負担割合を1割（特例水準）から2割（本来水準）へ戻す必要がある。

②高所得者への給付の抑制・削減

医療・介護費用に関して、現行の制度では一定水準以上の所得者に対しては一律の自己負担割合（医療：3割、介護：1割）が設定されており、また負担上限額があるなど必ずしも高所得者が応分の負担を負う制度となっていない。また、基礎年金についても高所得者が他の者と同等の給付を受けている。社会保障費の抑制・削減にあたっては、**高所得者に一定の負担増・給付減を求める必要がある。**

具体的には、一定水準以上の高所得者の医療費自己負担割合引上げ（3割→4割）や介護費用の自己負担割合引上げ（1割→2割）、所得水準に応じた基礎年金給付額の段階的減額を実施すべきである。

③社会保障費の年間総額上限の設定と給付の優先順位付け

社会保障費の抑制・削減にあたっては、制度そのものの見直しを含む抜本的な改革が不可欠である。**毎年の支出額（総額）の上限目標を定め、その枠内で優先順位を付けて給付を絞り込む等の工夫が必要となる。**そのために考えられる切り口は以下のとおりである。

(a) 早急に実施可能な抑制・削減策

外来患者の医療費窓口負担について、1回100円の上乗せ負担を早急に実施す

べきである。不要不急の受診（いわゆるコンビニ受診）を抑制し、真に治療の必要な患者が受診し易い環境（待ち時間の縮減、医師の負担軽減等）を整備する必要がある。

また、軽度者（「要支援状態」等）の介護費用の自己負担割合を見直す必要がある。低所得層に配慮しつつ、現行の1割負担から2割負担への引上げを実行すべきである。

さらに、生活保護給付の厳格化（不正受給の防止）に取り組む必要がある。給付の支給開始時及び支給中における保護要件（収入や世帯の実態等）の調査・確認をより厳しく実施することが求められる。また、生活保護者向け病院の認定制度を導入し、医療扶助費の不正受給を防止すべきである。

(b) 中長期的視点で実施すべき抑制・削減策

・年金

基礎年金の受給開始年齢の引上げを実施すべきである。例えば、隔年ごとに70歳まで1歳ずつ開始年齢を上げる案が考えられる。（なお、巻末に添付した改革シミュレーションでは、2014年度から引上げを開始した場合を想定している。）また、年金財政の改善にあわせて国庫負担割合の引下げも検討が必要である。

さらに、年金制度の抜本的な改革としては、ドイツの「リースター年金」のような国民の自助努力を促す年金制度の導入が考えられる。現行の年金制度において、所得の再分配機能を有する部分（1階・基礎部分）と自助努力の部分（2階・上乘せ部分）を明確に区分し、政府は前者のみの管理・運営を担うことで公費負担の削減を図る一方、後者の部分は個人・世帯に対する税制優遇措置や助成金で支援を行うなど、年金制度の持続性向上に向けた抜本改革の実施が求められる。

・医療

今後、高齢化の進展と医療の高度化に伴う医療費の増大が見込まれる。中長期的な視点で持続的な制度を構築するために、医療費の抑制・削減に向けた取り組みが不可欠である。

具体的な方策としては、医療機関における医療関連ICT（情報通信技術）導入を促進し、レセプト電子化による保険者機能の強化やICTの活用による受診・検査・投薬等の効率化を図るべきである。

さらに、高齢患者の在院日数長期化による医療費増加が懸念されるが、国際比較においてもわが国の在院日数⁵は長期となっている。これを抑制（平均在院日数の短期化）するため、長期の入院に対する診療報酬の引下げ（診療報酬入院基本料14日以内加算を7日以内加算に）を行う必要がある。

・介護

地域における介護支援サービスへの民間企業参入を促進し、きめ細かなケア

⁵ 急性期医療平均在院日数（2006年）：日本19.2日、アメリカ5.6日、ドイツ7.9日、フランス5.4日、イギリス7.5日、カナダ7.3日。（出所）厚生労働省HP、OECD health data 2009

マネジメント体制による介護予防・重度化予防、在宅介護促進に向けた取り組みが求められる。

・生活保護

近年の景気低迷に伴い生活保護受給者は約 200 万人にのぼり、支給額の増加が国・地方の大きな財政負担となっている。生活保護受給者の増加を抑制するためには、就労可能な受給者への支援に加え、低所得層の就労意欲を阻害しかねない生活保護給付水準の見直しが必要である。

具体的には、生活保護受給者の自立・就労の促進に向けた生活保護と職業紹介・訓練の行政窓口一本化と、生活保護給付水準の引下げ（賃金水準との不均衡是正）を実施する必要がある。

（２）行政改革の推進

消費税増税や社会保障給付減という国民負担を求める上で、国民理解を得るためには「目に見える」行政改革の推進（政府部門のコスト削減）が不可欠である。国民に負担増を求めることとセットで改革を断行する必要がある。

①行政の管理・運営コストの削減

公務員総人件費の 2 割削減を断行すべきである。中央行政組織の効率化を図るとともに、地方支分部局（出先機関）の廃止・縮小と地方への組織・権限移譲を推進する必要がある。

また、年金事務等、**社会保障制度にかかる運営コストについてはその是非を厳しく検証することが不可欠である。**2006 年度は 80 兆円余りであった歳出規模は 2012 年度予算で 90 兆円規模に急増しており、今後も同様のペースで歳出増加を許せばわが国の財政破綻は避けられない。社会保障費の自然増への切込みに加え、バラマキ政策（児童手当等）の廃止など歳出の「水ぶくれ」も看過せず、徹底したムダの削減と効率化を図るべきである。

②資産・負債管理コストの削減

政府が保有する株式や不要庁舎・宿舍等の不動産を売却し、国の資産・負債の圧縮を推進する必要がある。ゆうちょ銀行、かんぽ生命、政策投資銀行、商工中央金庫の完全民営化による株式売却なども推し進めるべきである。また、PPP 等を活用して公用施設の管理・運営等を積極的に民間へ委託し、関連コストの抑制・削減を図るべきである。

1-2 歳入改革

(1) 税制

①消費税の引上げ

(a) 10%への確実な引上げを（～2015年10月）

2015年10月までに消費税を確実に10%まで引上げるべきである。政府は、復興需要の効果も活かしつつ、自律的な経済成長を早期に実現させて消費税増税の経済環境を整える必要がある。

増税分（5%）は成長戦略（3%）と財政再建（2%）の財源として活用すべきである。具体的な用途は以下のとおり。

<成長戦略（3%）>

- －国内雇用対策と急激な産業空洞化防止を目的として2%分を活用
- －その他の成長戦略（後述）を実行するために1%分を活用

<財政再建（2%）>

- －社会保障費の財源を含め、歳入不足を補うために新規発行している赤字国債を縮減するために2%分を活用

なお、消費税引上げに伴う低所得層への負担軽減策として、所得の適正な把握を前提に給付付き税額控除を10%への引上げ時に実施すべきである。ただし、所得や世帯構成等に応じて対象や控除（給付）額を調整するなど、新たなバラマキ政策とならないような制度設計が求められる。年金や生活保護を含めた社会保障制度全体でのトータルの受給状況に応じて、公平・公正な給付が可能なセーフティネットを構築する必要がある。

(b) 10%超への引上げ是非は慎重に検討を（～2020年度）

税率引上げの前に、10%の消費税で賄えるよう社会保障給付の抑制・削減を同時並行で行う必要がある。安易な税率の再引上げは社会保障費の増加等による歳出増大を招きかねない。

(c) 2020年度の基礎的財政収支の黒字化を

10%超への再増税に頼らず、歳出削減と成長戦略の実行によって、2020年度の基礎的財政収支の黒字化を達成することが求められる。なお、本委員会が実施したシミュレーション（巻末添付）によれば、本提言の歳出・歳入一体改革を実行することにより2020年度の基礎的財政収支の黒字化が可能である。

②所得・資産課税の見直し

国民全体で広く税負担を分かち合う観点から、共通番号制度による適正・確実な所得把握を前提とした所得課税の課税ベース拡大を検討する必要がある。高所得層の最高税率引上げや、給付付き税額控除の導入とあわせて課税最低限の見直しを行うべきである。

また、高齢者から子育て世代への資産移転を促進し、少子化対策や社会全体にお

ける消費の拡大を図るため、相続関連税制の見直し（相続税引上げ・贈与税引下げ）を行う必要がある。

（２）成長戦略

財政再建を達成するためには、増税だけでなく税収増に向けた持続的な経済成長の実現が不可欠であり、成長戦略への投資が重要となる。

具体的には、成長戦略予算（消費税増税分の3%・約7.5兆円）のうち2%（約5兆円）を地方法人二税（事業税・住民税）の撤廃とその財源補充としての地方消費税拡充に活用すべきである。地方消費税は地域による税収の偏りが少なく、法人税に比べ景気動向にも左右されにくい安定した財源である。地域主導の成長戦略の実行と地域活性化に向けて、地方法人税よりも相応しい税源といえる。また、**地方法人税の撤廃は企業の国内立地を通じて国内雇用の維持・拡充にも寄与し、国内雇用の確保は家計へのプラス効果を通じて消費拡大や経済活性化にもつながる。**なお、地方法人二税の撤廃により、法人税実効税率は25.5%（復興特別法人税を含まない）まで引き下がり、アジア並みの税率を実現できる。【参考図表20】

成長戦略予算の残り1%（約2.5兆円）は下記①から③に述べる各政策（少子高齢化対策・子育て支援、医療・介護分野と環境・エネルギー分野の関連減税等、TPP等への対応・インフラ整備等）の財源として予算配分すべきである。なお、成長戦略の実行にあたっては地域の主体的な関わりが不可欠である。そこで、**1%の半額程度を「一極集中是正予算（仮称）」として地方財源とし、各地域の特色に基づいた自由な発想で一極集中の是正に繋げていくべきである。**

①少子高齢化社会への対応

社会保障（医療・介護）給付の効率化に向け、民間資金・ノウハウの活用が不可欠である。民間参入を促す規制緩和や税制優遇が求められる。具体的には以下の政策を実行すべきである。

- －医療・介護分野に関連する設備投資・研究開発減税（レセプト電子化等の医療ICT化を促進する設備投資減税、創薬研究開発等の研究開発減税）
- －介護施設の設置要件に関する規制緩和（人員配置基準、設備基準等）
- －賃金・処遇の改善（正規雇用の拡充、労働環境整備）を促す税制支援

また、**子育て支援は将来の潜在的な成長力を維持するために極めて重要である。**生産労働人口の減少が見込まれる中、**女性や高齢者の労働力活用に向けた取り組みが求められる。**具体的には以下の政策を実行すべきである。

- －子育て世帯支援のための保育・教育費の、住民税からの税額控除制度の創設
- －待機児童解消と女性の就労（継続）支援のための保育施設増設（幼稚園の保育園化推進、幼保一体改革の更なる前進）、民間参入を促進するための規制緩和（保育士配置基準の緩和等）
- －高齢者の就労を支援する取り組み（ただし、画一的な定年延長については

若年者雇用への影響等を含め慎重に検討)

- －労働市場の流動化促進（有期雇用やパートタイム労働等を含め、個人のニーズや生活環境の変化等に柔軟に対応できる自由な労働市場の整備）

少子高齢社会においては、多数を占める高齢層の消費拡大が経済活性化を下支えする。高齢者の需要開拓や消費活動を促進するための高齢者向け産業（商品・サービス）の育成や社会インフラ整備が重要となる。具体的には以下の政策を実行すべきである。

- －ライフ（医療・介護、健康）イノベーション関連の設備投資・研究開発に対する税額控除
- －バリアフリー等の高齢社会対応型の都市・交通インフラ構築（復興予算との相乗効果を意識した予算投下）

②環境・エネルギー分野の成長戦略

環境・エネルギー分野はわが国における今後の成長産業の一つであり、国際競争力向上に向けた戦略が不可欠である。また、環境負荷を考慮し、交通・物流分野における化石燃料依存からの脱却に向けた取り組みも必要である。先端技術の開発・実用化のスピードアップやコスト低減等を加速させる技術革新（イノベーション）創出を継続的に支援する政策が求められる。具体的には以下の政策を実行すべきである。

- －グリーン（環境・エネルギー）イノベーション関連の設備投資・研究開発に対する税額控除
- －太陽光発電等再生可能エネルギー関連の規制緩和（用地制限規制の緩和等）
- －総合特区制度による税制支援・規制緩和等の拡大

その他、復興施策と関連の深い事業分野への予算投下により復興予算との相乗効果を活かしつつ、一過性ではない継続的な支援を行うべきである。

③TPP等のグローバルな経済連携への対応

経済のグローバル化に対応するため、今後、TPP等の多国間経済連携への積極的な参加が益々求められる状況にある。一方で、質・量共に増大が見込まれる国際的なヒト・モノ・カネ・情報の交流に対応するため、以下のような政策が欠かせない。

- －アジア向け等加速する対外貿易や経済交流に対応するための物流・交通インフラの整備（空港、港湾、高速道路網等）
- －情報収集能力の低い中小企業向けに、TPPの実務的・実践的なメリット・活用方法の周知徹底
- －海外顧客向けの観光産業の拡大、海外からの専門職人材の受入れに向けた制度整備

TPP等への参加により影響を受けると考えられる農業分野については、産業構

造の見直しにまで踏み込んだ改革が必要である。農業再生は地域活性化に不可欠の要素であり、グローバル経済の中でも成立する産業へ変革させるための政策が求められる。具体的には、農家の大規模化と効率化を促す補助金支援や、民間（若者やベンチャー企業含む）の農業参入促進に向けた規制緩和を実施すべきである。また、現行の戸別所得補償制度を廃止し、農業競争力強化に資する投資を行う必要がある。

ただし、ウルグアイ・ラウンド関連対策事業（規模：6兆100億円）の検証・反省を踏まえ、わが国農業の体質強化につながる実効的なTPP対策投資を実施することが求められる。農業設備や建造物の整備等、いわゆるハコモノ偏重の投資は厳に慎むべきである。

1-3. 改革促進に向けた政策

上記の歳入・歳出改革を促進するためには、公平・公正な負担と給付を実現するための仕組み・インフラが不可欠である。

(1) 共通番号制度の早期導入と実効的な運用を

適正かつ効率的な社会保障給付を実現するため、共通番号制度を早期導入が不可欠である。所得や納税、社会保障の受給状況等を正確かつ一元的に把握し、真に社会保障給付を必要とする人へ給付がなされる体制（低所得層のセーフティネットを含む）を構築すべきである。

共通番号制度の実施にあたっては、**徹底したセキュリティ強化と制度悪用の排除を図り、個人情報保護を担保する制度設計とする必要がある**。制度への信頼が確保されてこそ実効的な制度運用（広範囲にわたる個人情報の利用）が可能となる。

共通番号制度は、消費増税にあわせて実施予定の給付付き税額控除の前提にもなっている。共通番号制度と給付付き税額控除の導入が遅れると、暫定的に実施される低所得層への簡素な給付措置がバラマキ型給付として長期定着するおそれがある。こうした状況を招かないためにも消費増税にあわせて共通番号制度を早期導入する必要がある。

(2) 歳入庁の設置

社会保険料と税の徴収体制一元化に向けて歳入庁を設置すべきである。社会保険料の徴収については、国民年金の第1号被保険者の未納率が4割（約1兆円）に達している問題や、法人の情報把握（従業員数等）が不十分といわれる等、適正な徴収（取り漏れ防止）を徹底する必要がある。**社会保険料を支払わなければ将来その分の年金・医療等の給付受給ができない一方で、結局は生活保護給付を受ける道が残されている**。社会保険料の徴収適正化は喫緊の課題である。そのために社会保険料と税の徴収体制を一元化し、適正な徴収（取り漏れ防止）を通じた国民負担の公平化と歳入改善を実現する必要がある。

2. 地域主権・多極型社会への変革

行政や企業の東京一極集中を是正し、東京以外の地域がそれぞれ主体的に地域行政や経済・産業振興、地域社会の再生等を担うことによって、わが国の財政再建に向けた様々な取り組み（歳出削減と成長戦略）をさらに加速させる必要がある。輸出依存・東京一極集中型経済から内需主導・地域主権型経済への転換を図るべきである。

（1）歳出改革へのプラス要素

一極集中の是正により、現在発生している行政事務関係の費用と時間を大幅に削減することができる。同種の業務で地方と国が管轄を分けて行っているものや地方整備局等の業務を地方に任せることで、行政コスト（人件費、管理費等）の徹底した抑制・削減が期待できる。

また、各自治体が地域の実情に応じて創意工夫することで、地域のニーズや実態により合致した公共サービスの供給が期待できる。さらに、自治体間での公共サービスの比較・競争が促進されることにより、効率的で充実した社会保障給付の実施（制度運営コスト削減）が期待できる。

（2）歳入改革（成長戦略）へのプラス要素

各地域が自ら成長戦略の担い手となることで、地域の特色を活かした産業育成（規制緩和、特区等の活用）と雇用の創出・拡大を図ることができる。高齢者や女性を含めて就労の機会が増え、地域経済の活性化と税収増が期待できる。

また、地域のことは地域で決めるようになることで地域社会の再生が進み、地域への人の移住（流入）が促進される。保育・教育施設の増設や、在宅支援を含めた地域医療・介護体制等の整備など、子育て層や高齢層にも優しい地域づくりが可能となる。

（3）地域への3ゲン（権限・財源・人間）の移譲、「一極集中是正予算（仮称）」の創設

上記の目的を達成するためには、中央人民政府が有する権限を地域へ大胆に移譲する必要がある。具体的には、教育・保育、産業・労働、都市・交通（道路、空港、港湾、河川管理）等の権限を、関西広域連合等の一定の規模を持った広域の地方自治体へ積極的に移譲すべきである。その第一歩として、国出先機関の廃止については2014年度中の事務・権限の移譲を確実に実現する必要がある。

また、権限の移譲とあわせて、財源についても大胆に移譲する必要がある。具体的には、消費税増税分のうち地方法人二税代替財源を除く成長戦略予算（1%・約2.5兆円）の半額程度を「一極集中是正予算（仮称）」として地域に委ね⁶、地域の自由裁量で成長戦略を担わせるべきである。

さらに、地域の行政や成長戦略等を担うための人材を中央から呼び込む必要がある。地域の再生・活性化に向け、意欲の高い人材に権限と財源を任せることで、中央人民政府ではなし得ない機動性と実効性のある地域行政を実現すべきである。

⁶ 地方交付税への影響を考慮し、基準財政収入額への特例不加算措置を講じることが考えられる。なお、中長期的には地方財政収支の改善についても併せて取り組む必要がある。

V. おわりに

わが国の社会保障制度は、諸外国と比べて低い国民負担（税負担＋社会保険料負担）率にもかかわらず、充実した社会保障給付を受けられる「中福祉・低負担型」の制度といわれる。しかしながら、この低負担を補うのは赤字国債という将来世代へのツケ回しであり、さらに中福祉の大半は高齢層に偏っている。こうした社会保障制度に持続性がないのは明らかである。

わが国の社会保障制度は、持続性のある中福祉・中負担型を目指すべきである。高齢者を含めた全世代が所得や資産に応じた一定の負担（税・社会保険料）を担いつつ、真に給付を必要とする人が効率的に給付を受け取れる体制の確立が求められる。高齢化が進むわが国において、年金や医療・介護にかかる費用は増加の一途を辿る。この増加をいかに抑制・効率化し、制度の持続性を保てるかがカギとなる。

社会保障制度の見直しにあたっては、中福祉・中負担型の制度を受容できる国づくりが欠かせない。政府はそうした国づくりに向けて、国民生活や働き方の変革を促す提案とその下地作りを行う必要がある。変革を促す上で重要な視点は「価値観・生き方の多様性」である。地域活性化と地域の魅力向上はその軸となる。地域で雇用が生まれて人が移り住み、地域社会を支える医療・介護、教育、交通、公共インフラ等が効率的に活用される福祉社会の構築を目指すべきである。これまで述べてきた提言を直ちに実行に移し、わが国財政の健全化を図りつつ、持続的な社会保障制度の確立と地域活性化を実現する必要がある。

財政再建に向けて残された時間はもはやほとんどない。手遅れとなる前に一刻も早く諸改革に着手し、これをやり遂げなければならない。政府・与野党は、財政再建ならびに社会保障制度改革を政争の具にすることなく、国家100年の計を考え、超党派で改革に取り組むべきである。次世代へ豊かな日本を受け継いでいくために、まさに今が正念場である。

以上

(参考) わが国財政の現状

1. 危機を加速させる3つのファクター

(1) 2020年問題（長期債務残高と家計資産の逆転）

- ・国と地方の長期債務残高は2011年度末に900兆円規模に達し、2020年までには1500兆円にのぼる家計資産との逆転(2020年問題)が見通されている。高齢化の進むわが国では貯蓄率の低下傾向も続いており、豊富な家計資産という国債の国内消化を支えてきた一つの柱が失われる。
- ・国際的な比較においてもわが国の債務残高は突出しており、対GDP比で200%を突破。欧州財政危機の発端となったギリシャ(170%程度)やイタリア(130%程度)を凌ぐ危機的な水準となっている。

【参考図表 2, 3, 21】

(2) 財政（予算）の硬直化

① 歳出

- ・少子高齢化等を背景に**社会保障関係費は年々増加し、国の一般会計における歳出の27.9%（2011年度）を占める**。これに国債費(22.8%)や地方交付税等(18.4%)を加えると歳出の約70%に達し、戦略的に活用できる予算は極めて小さくなっている。国の政策自由度が低下(硬直化)し、経済への悪影響が懸念される。
- ・なお、**社会保障費の総額は1990年以降の20年間で約50兆円増加し、2011年度は総額108兆円規模に**。社会保険料収入で賄う分は60兆円に満たず、残りの約40兆円を国・地方の公費で負担している。

【参考図表 9, 10】

② 歳入

- ・1990年代以降の景気低迷によって**税収額は減少。所得税と法人税の額はそれぞれピーク時の4~5割の水準に落ち込んでいる**。一般会計の歳出額と税収額の差は広がり(いわゆる「ワニの口」が開いた図)、**2011年度は歳出額94.7兆円に対して税収を40.9兆円(43.2%)しか確保できていない**。
- ・不足する歳入を補うために毎年赤字国債を発行し続けた結果、**歳入の公債依存度は46.8%（2011年度）にのぼる**。年金交付国債に象徴される負担の先送り体質が顕著となっている。
- ・間接税(消費税等)よりも**直接税(所得税等)の負担比率が高いため、高齢化に弱い負担構造となっている**。

【参考図表 1, 8, 11】

(3) 経常赤字への転落懸念

- ・経常収支の黒字は国債の国内消化を支える柱の一つであるが、**2011年に貿易**

収支が約1兆6千億円の赤字に転落。貿易赤字が定着すれば経常収支の赤字転落も懸念され、国債に対する市場の信認低下（格付の引下げ等）が危惧される状況となっている。

【参考図表 4】

2. 今後の見通しと影響

（1）財政収支における現状と今後の見通し

- ・政府試算によれば、2020年度の国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）は対GDP比で-1.4%（成長戦略シナリオ）となり、黒字化が達成できない見通しとなっている。
- ・国際的な比較においても、わが国の財政収支の水準は先進各国に劣後する状況にある。

【参考図表 6, 7】

（2）財政赤字の影響

- ・財政赤字の拡大によりわが国の国債の信用不安が拡大し、長期金利の上昇や国債価格下落による金融機関等の損失が発生するおそれがある。長期金利の上昇は歳出に占める国債費（利払費）の増大につながり、さらに財政を圧迫する。
- ・国債の国内消化が困難となり、海外投資家の国債保有比率が上昇した場合、わが国財政に対する外的圧力が増加し、急激な資金引き揚げによる国債価格の暴落等が発生するおそれがある。
- ・赤字国債の発行による将来世代への負担（ツケ）が増加し、世代間の不公平が拡大する。

【参考図表 5】

以上

平成23年度 経済政策委員会 活動状況

(役職は実施当時のもの)

平成23年

- 6月17日 第1回正副委員長会議
「本年度の活動方針（案）について」
- 7月 7日 第2回正副委員長会議
「社会保障・税一体改革成案に対する緊急提言（案）
について」

7月14日 『「社会保障・税一体改革成案」に対する緊急提言』を 記者発表

7月26日 『「社会保障・税一体改革成案」に対する緊急提言』を 常任幹事会・幹事会で報告

- 8月25日 第1回講演会・第3回正副委員長会議
講演：「日本経済の再設計：震災を越えて」
講師：（公社）日本経済研究センター
代表理事・理事長 岩田 一政 氏
- 9月21日 第2回講演会・第4回正副委員長会議
講演：「財政再建と成長戦略
～内需と外需の両輪による経済成長の実現～」
講師：（株）ニッセイ基礎研究所
研究理事・チーフエコノミスト 樋 浩一 氏
- 10月 4日 第5回正副委員長会議
「平成24年度予算編成に向けた緊急提言（案）に
ついて」

10月13日 「平成24年度予算編成・税制改正に関する緊急提言 ～聖域なき歳出削減を断行し成長実現予算に～」を 記者発表
--

11月28日 「平成24年度予算編成・税制改正に関する緊急提言
～聖域なき歳出削減を断行し成長実現予算に～」を
幹事会・常任幹事会で報告

12月 9日 第3回講演会・第6回正副委員長会議
講演：「少子化と日本経済」
講師：(株)日本総合研究所 理事 翁 百合 氏

平成24年

1月16日 第4回講演会・第7回正副委員長会議
講演：「2012年および今後の財政課題」
講師：嘉悦大学 副学長 跡田 直澄 氏

2月23日 第8回正副委員長会議
「提言（案）について」

3月 7日 第9回正副委員長会議
「提言（案）について」

3月26日 提言（案）
「財政再建に向けた歳出・歳入一体改革～一極集中を
是正し、消費税は成長戦略と財政再建の財源に～」を
常任幹事会・幹事会で審議

4月 4日 提言
「財政再建に向けた歳出・歳入一体改革～一極集中を
是正し、消費税は成長戦略と財政再建の財源に～」を
記者発表

平成23年度 経済政策委員会 正副委員長およびスタッフ名簿

2012年3月23日現在

(敬称略・副委員長氏名50音順)

委員長	加藤 貞男	日本生命保険(相)	取締役副会長
副委員長	井澤 武尚	井澤金属(株)	取締役社長
"	伊東 則昭	西日本電信電話(株)	取締役副社長
"	井上 篤彦	(株)三井住友銀行	常務執行役員
"	岩根 茂樹	関西電力(株)	常務取締役
"	上島 健二	(株) i T e s t	取締役社長
"	上田 孝	サノヤスホールディングス(株)	取締役社長
"	上村 多恵子	京南倉庫(株)	代表取締役
"	大井 篤	三井物産(株)	常務執行役員関西支社長
"	岡田 信吾	星光ビル管理(株)	取締役社長
"	奥野 直樹	三菱UFJメリルリンチPB証券(株)	大阪支店長
"	柿本 寿明	(株)日本総合研究所	シニアフェロー
"	栗嶋 裕充	(株)三菱東京UFJ銀行	企画部部长
"	小泉 定裕	(株)清文社	取締役社長
"	小坂 肇	(株)りそな銀行	執行役員
"	佐藤 公平	野村証券(株)	常務 大阪駐在
"	相岡 俊一	エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	取締役会長兼CEO
"	田中 英俊	学校法人 大阪夕陽丘学園	理事長・学園長
"	手代木 功	塩野義製薬(株)	取締役社長
"	豊田 峻	内藤証券(株)	取締役専務執行役員
"	中川 智章	新日本製鐵(株)	参与大阪支店長
"	永田 武全	京阪神ビルディング(株)	取締役会長
"	中務 裕之	中務公認会計士・税理士事務所	所長
"	林 博行	大阪府信用農業協同組合連合会	代表理事理事長
"	細川 洋一	細川公認会計士事務所	所長
"	藤野 隆雄	(株)ケイ・オプティコム	取締役社長
"	松木 謙吾	日本コンピューター・システム(株)	取締役社長
"	宮武 健次郎	大日本住友製薬(株)	相談役
"	向原 潔	住友信託銀行(株)	取締役兼副社長執行役員
"	吉田 敏明	日本ベンチャーキャピタル(株)	取締役副会長
スタッフ	渡辺 誠	日本生命保険(相)	本店広報室長
"	大澤 昌丈	日本生命保険(相)	企画総務部課長補佐
"	石河 尚久	日本生命保険(相)	企画総務部課長補佐
"	須貝 祐輔	井澤金属(株)	総務部副部長
"	中西 義史	(株)三井住友銀行	経営企画部金融調査室次長

	"	石川 智久	(株)三井住友銀行	経営企画部金融調査室上席室長代理
	"	多木 俊介	関西電力(株)	企画室調査グループリーダー
スタッフ		湯浅 康平	(株) i T e s t	経営戦略企画室
	"	浦尾 たか子	京南倉庫(株)	常務取締役
	"	岡田 泰紀	三井物産(株)	関西支社副支社長 兼 業務部長
	"	山下 高弘	三菱UFJメリルリンチPB証券(株)	Private Wealth Manager Associate Director of Investments
	"	鈴木 直人	(株)三菱東京UFJ銀行	企画部経済調査室上席調査役
	"	富士尾 栄一郎	(株)清文社	取締役編集第一部長
	"	山嶋 浩二	(株)りそな銀行	コーポレートガバナンス事務局 セクレタリアットオフィサー
	"	増山 達夫	(株)りそな銀行	コーポレートガバナンス事務局 マネージャー
	"	中島 嗣郎	野村證券(株)	大阪総務部秘書課次長
	"	柴 和希	野村證券(株)	大阪総務部秘書課次長
	"	佃 順語	(株)阪急阪神百貨店	総務室秘書部長
	"	細貝 優二	塩野義製薬(株)	経理財務部長
	"	中川 俊明	京阪神ビルディング(株)	理事 企画部長
	"	尾崎 清昭	大阪府信用農業協同組合連合会	総務部長
	"	西岡 知一	(株)ケイ・オプティコム	経営本部経営戦略グループ担当部長
	"	渡辺 義之	住友信託銀行(株)	本店総括部秘書チーム長
代表幹事		西村 昌	西日本電信電話(株)	総務部企画担当部長
スタッフ		笹倉 康伸	西日本電信電話(株)	総務部企画担当課長
	"	池田 光政	西日本電信電話(株)	総務部企画担当主査
	"	絹川 直	(株)大林組	理事 総合企画室大阪企画部長
	"	潮 恵一郎	(株)大林組	総合企画室大阪企画部副部長
	"	押尾 嘉之	(株)大林組	総合企画室大阪企画部企画課課長
事務局		齊藤 行巨	(社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	"	真鍋 雅史	(社)関西経済同友会 (兵庫県立大学大学院 シミュレーション学研究科)	企画調査部 (准教授)
	"	松尾 康弘	(社)関西経済同友会	事務局次長兼企画調査部長
	"	與口 修	(社)関西経済同友会	企画調査部課長
	"	中嶋 貴子	(社)関西経済同友会	企画調査部

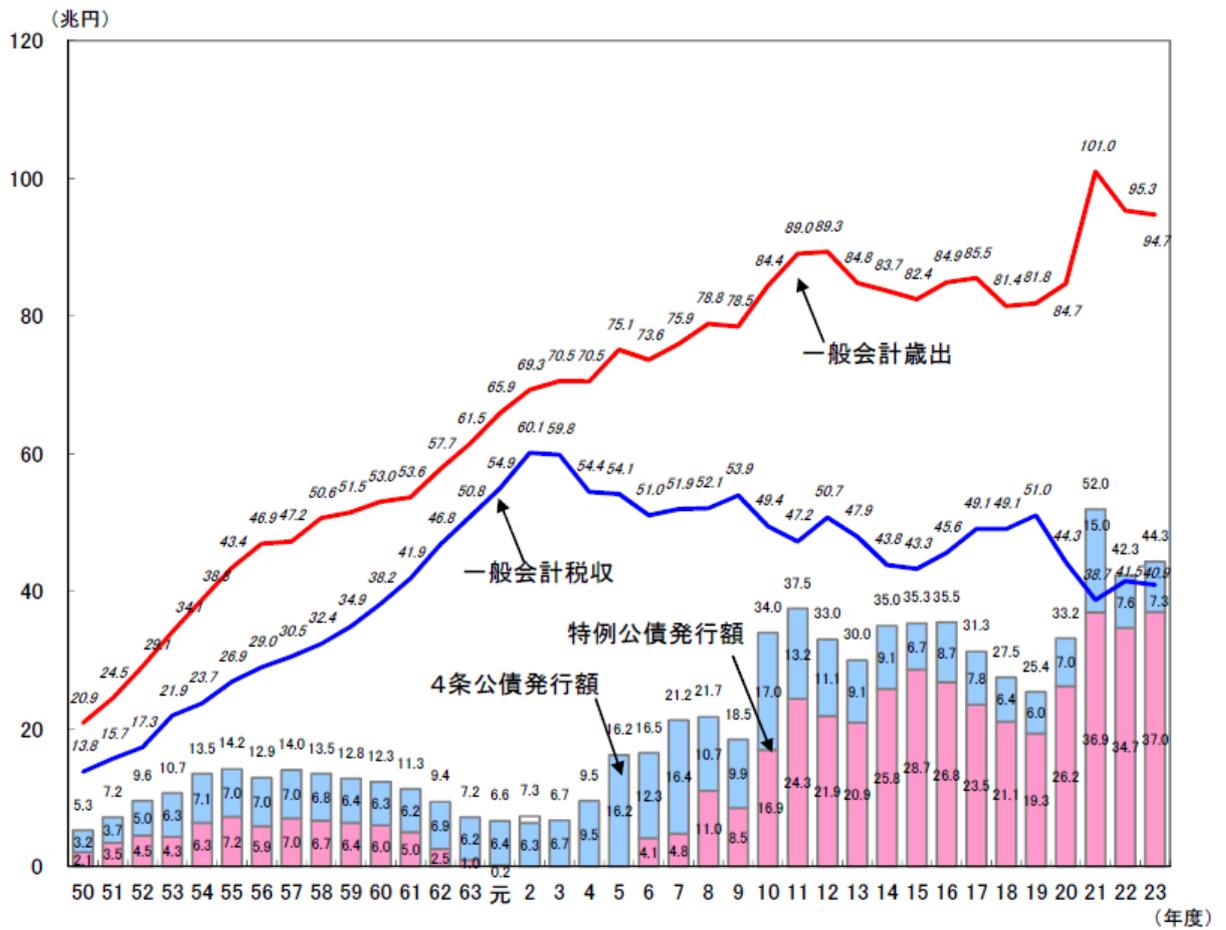
以上

参考図表

目次

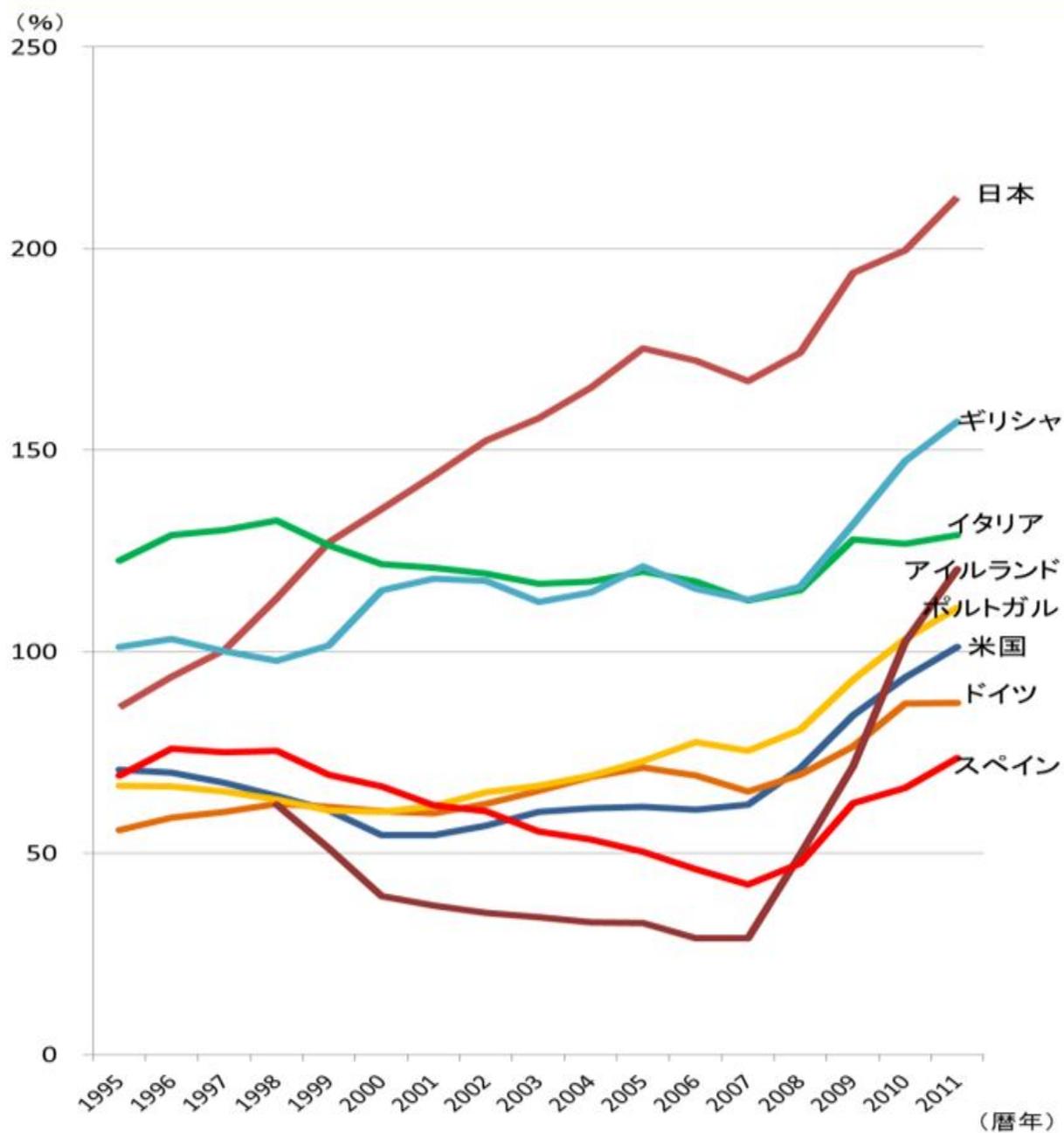
参考図表 1	歳入における公債依存度	・・・	1
参考図表 2	債務残高の国際比較（対GDP比）	・・・	2
参考図表 3	家計金融資産の推移	・・・	3
参考図表 4	経常黒字の縮小	・・・	3
参考図表 5	利払費と公債残高	・・・	4
参考図表 6	基礎的財政収支（プライマリー・バランス）	・・・	4
参考図表 7	財政収支の国際比較（対GDP比）	・・・	5
参考図表 8	税と社会保険料負担の年齢階級別格差	・・・	6
参考図表 9	歳出に占める社会保障関係費等の割合	・・・	7
参考図表 10	社会保障給付費の推移	・・・	8
参考図表 11	主要税目の税収の推移	・・・	9
参考図表 12	平日の通勤・通学の平均時間	・・・	10
参考図表 13	女性の就業率	・・・	11
参考図表 14	待機児童の現状	・・・	11
参考図表 15	出生率と女性労働力率	・・・	12
参考図表 16	首都圏（1都3県）の人口割合	・・・	13
参考図表 17	生活費の削減効果	・・・	13
参考図表 18	通勤・通学コストの削減効果	・・・	14
参考図表 19	女性労働力人口増加の効果	・・・	14
参考図表 20	法人実効負担率と雇用者報酬との関係性	・・・	15
参考図表 21	国と地方の長期債務残高	・・・	16

参考図表1 歳入における公債依存度



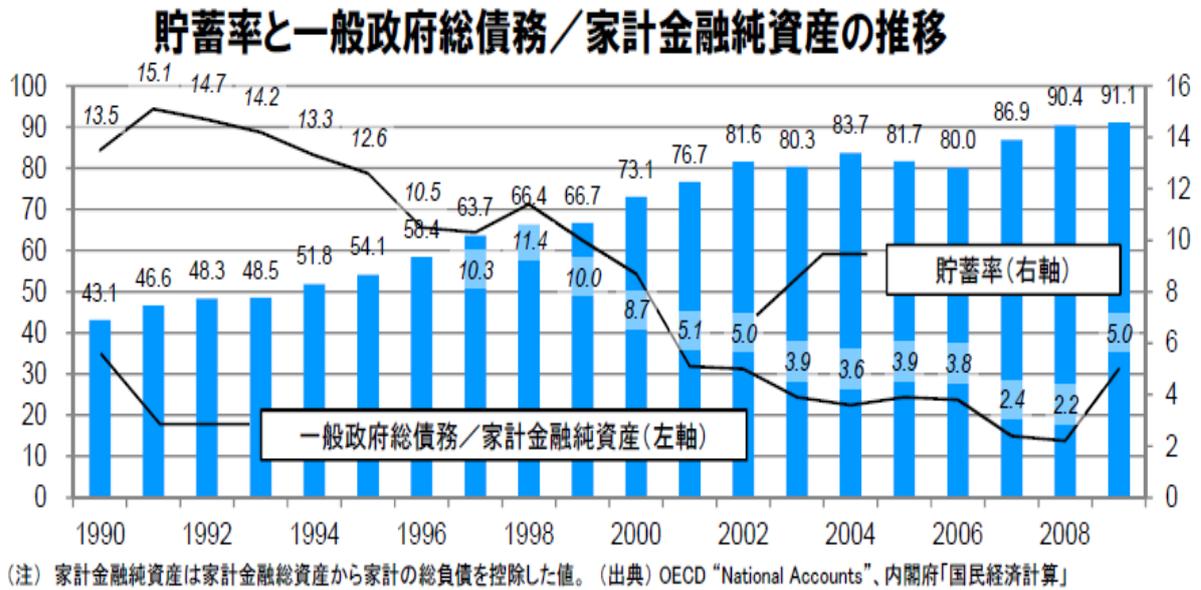
(出所) 財務省「日本の財政関係資料」平成23年9月

参考図表2 債務残高の国際比較（対GDP比）



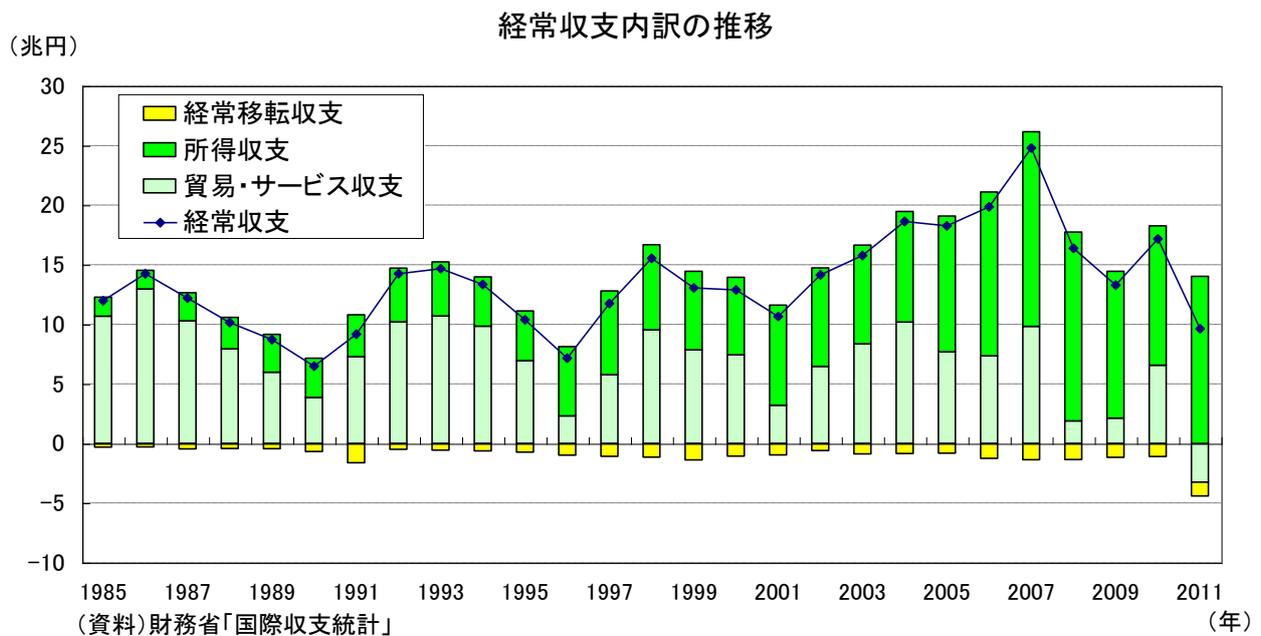
(出所) 財務省「財政の健全化に向けた考え方について（概要）」平成 23 年 12 月

参考図表3 家計金融資産の推移

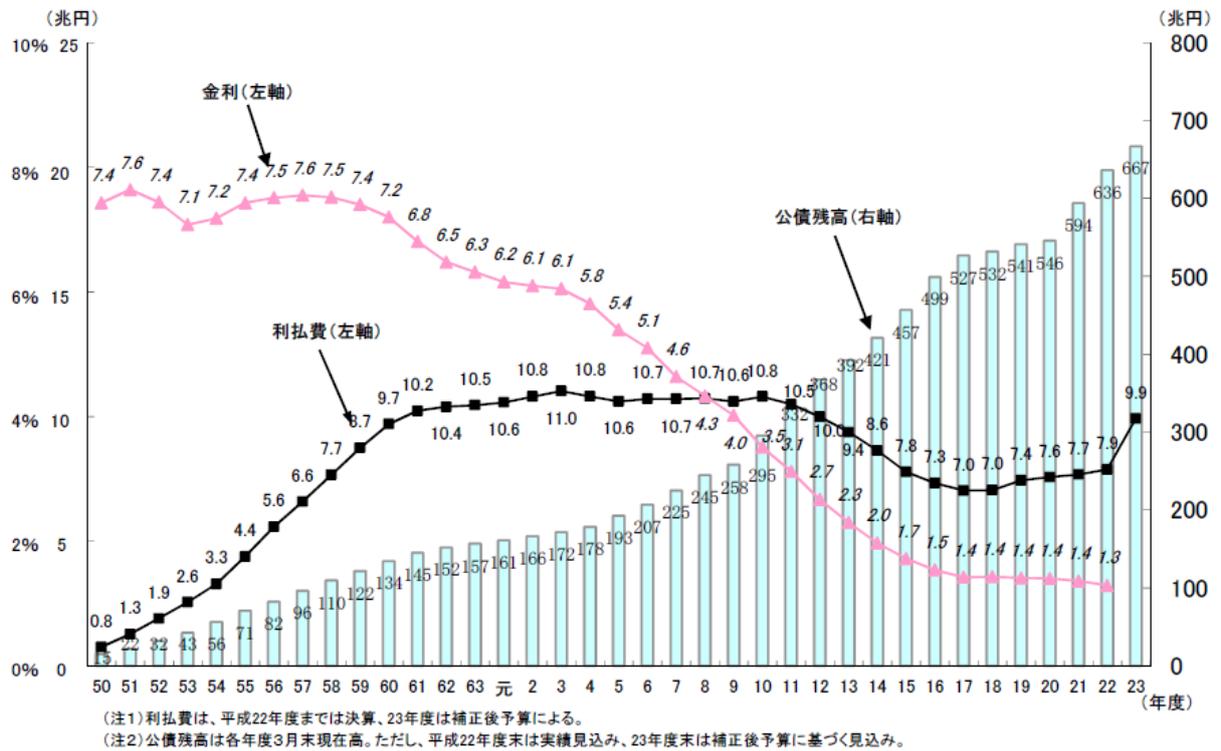


(出所) 財務省「日本の財政関係資料」平成23年9月

参考図表4 経常黒字の縮小

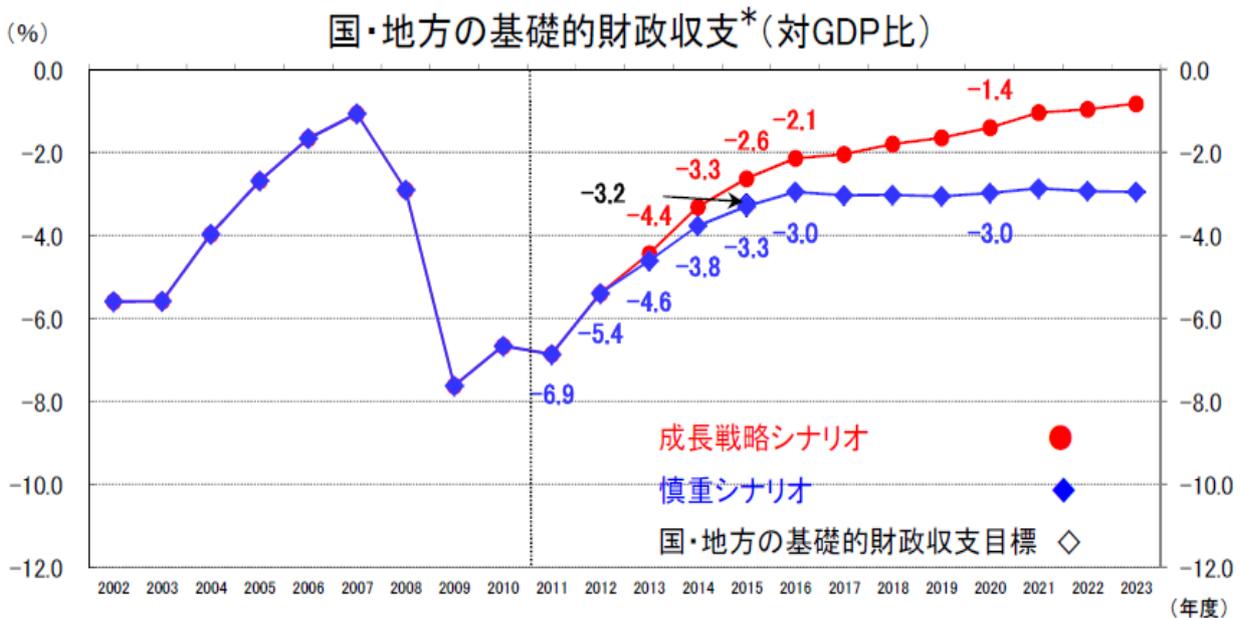


参考図表5 利払費と公債残高



(出所) 財務省「日本の財政関係資料」平成23年9月

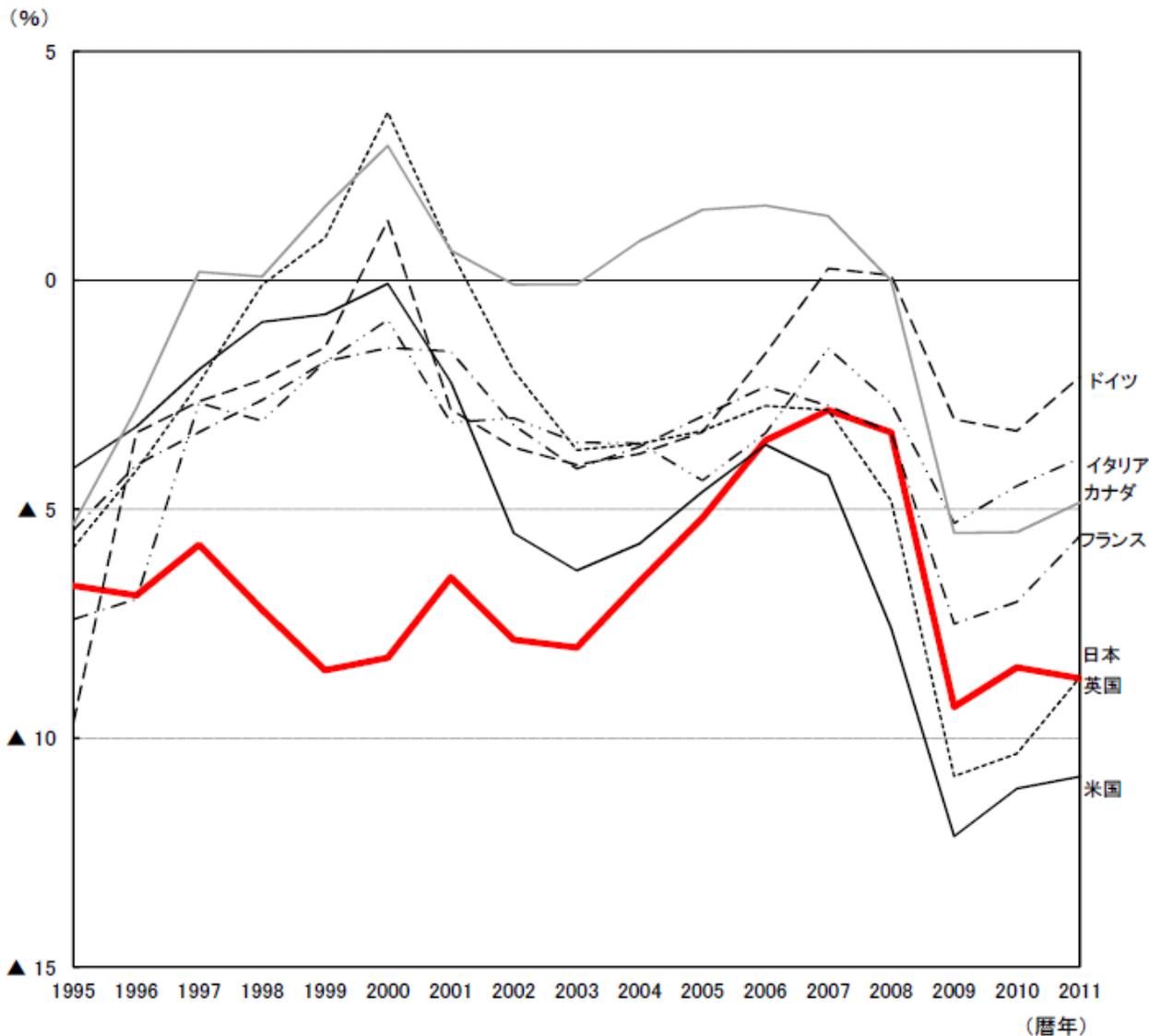
参考図表6 基礎的財政収支(プライマリー・バランス)



*復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース

(出所) 内閣府「経済財政の中長期試算」平成24年1月

参考図表7 財政収支の国際比較（対GDP比）



(対GDP比、%)

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	▲ 6.7	▲ 6.9	▲ 5.8	▲ 7.2	▲ 8.5	▲ 8.2	▲ 6.5	▲ 7.9	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 5.2	▲ 3.5	▲ 2.8	▲ 3.3	▲ 9.3	▲ 8.5	▲ 8.7
米国	▲ 4.1	▲ 3.2	▲ 1.9	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 2.2	▲ 5.5	▲ 6.3	▲ 5.8	▲ 4.6	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 7.6	▲ 12.1	▲ 11.1	▲ 10.8
英国	▲ 5.8	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 0.1	0.9	3.7	0.6	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 3.6	▲ 3.3	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 4.8	▲ 10.8	▲ 10.3	▲ 8.7
ドイツ	▲ 9.7	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 2.2	▲ 1.5	1.3	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 4.0	▲ 3.8	▲ 3.3	▲ 1.6	0.3	0.1	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 2.1
フランス	▲ 5.5	▲ 4.0	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 1.8	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 3.2	▲ 4.1	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 7.5	▲ 7.0	▲ 5.6
イタリア	▲ 7.4	▲ 7.0	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 1.8	▲ 0.9	▲ 3.1	▲ 3.0	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 5.3	▲ 4.5	▲ 3.9
カナダ	▲ 5.3	▲ 2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲ 0.1	▲ 0.1	0.9	1.5	1.6	1.4	▲ 0.0	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.9

(出典) OECD「Economic Outlook 89」(2011年6月)

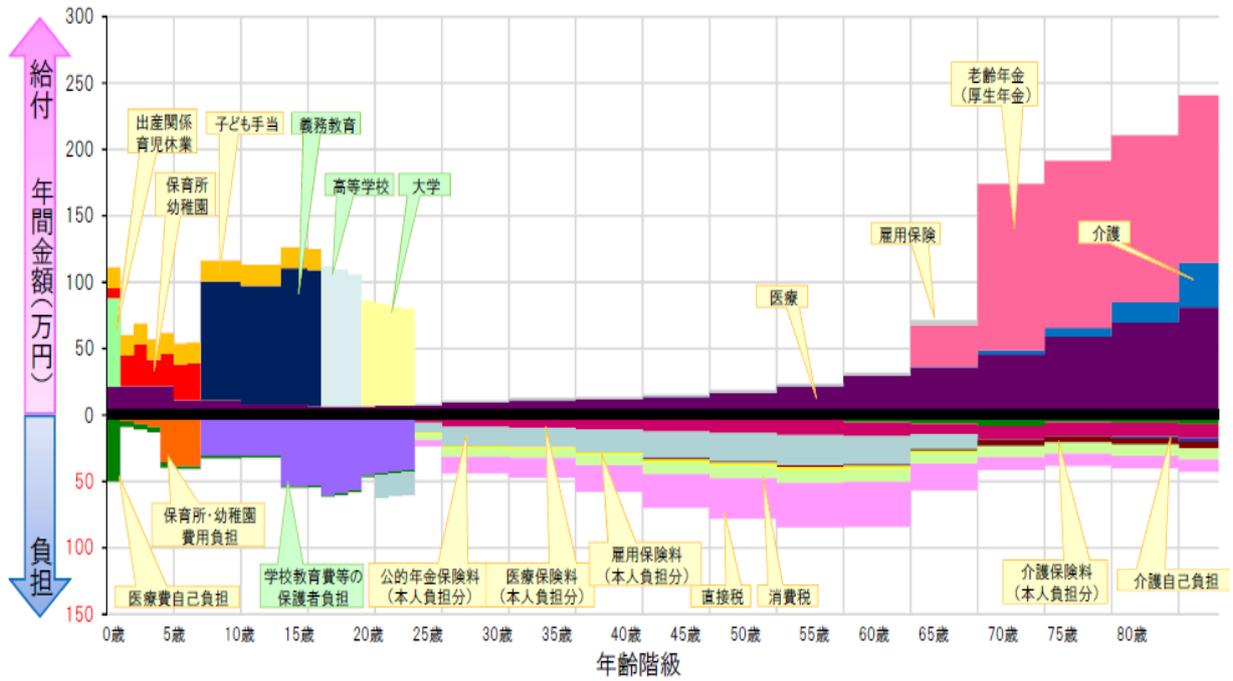
(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。

(注2) 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。

(出所) 財務省「日本の財政関係資料」平成23年9月

参考図表 8 税と社会保険料負担の年齢階級別格差

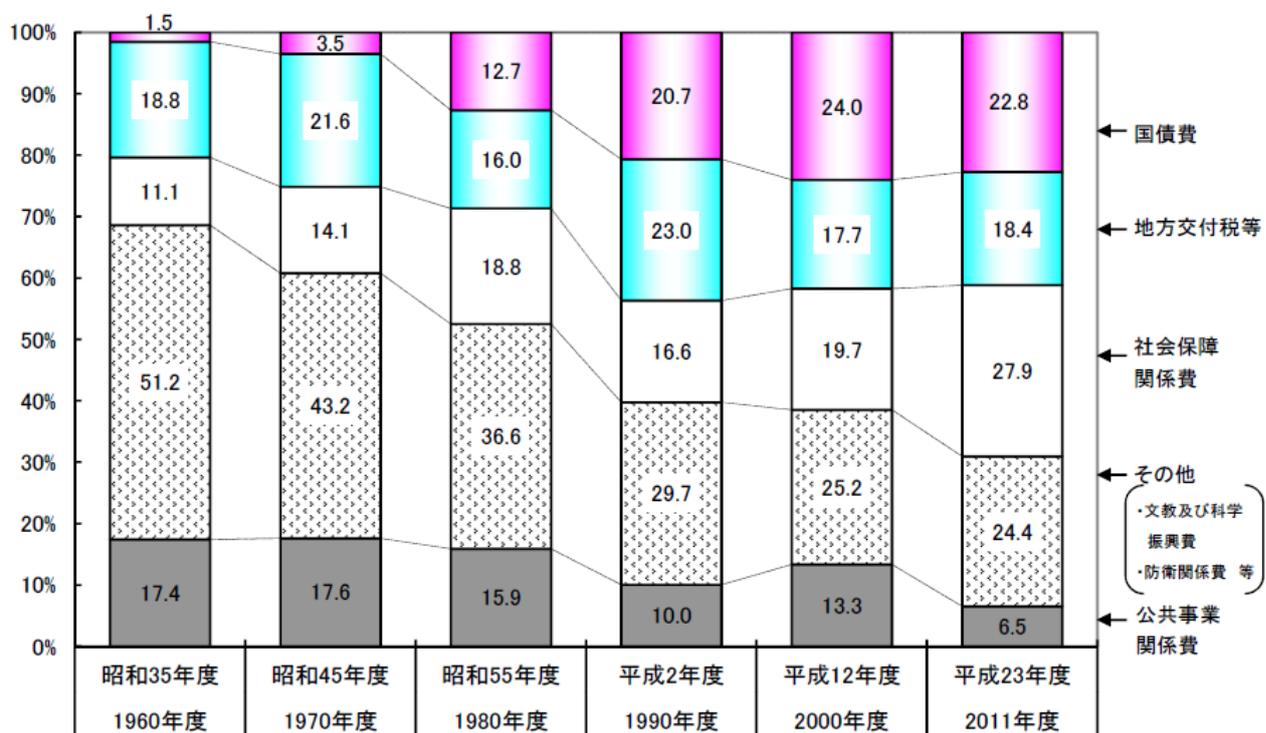
(参考)ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



(注) 平成21年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。
 (出典)厚生労働省「社会保障の現状と課題」第1回政府・与党社会保障改革検討本部(平成22年10月28日)資料

(出所) 財務省「日本の財政関係資料」平成 23 年 9 月

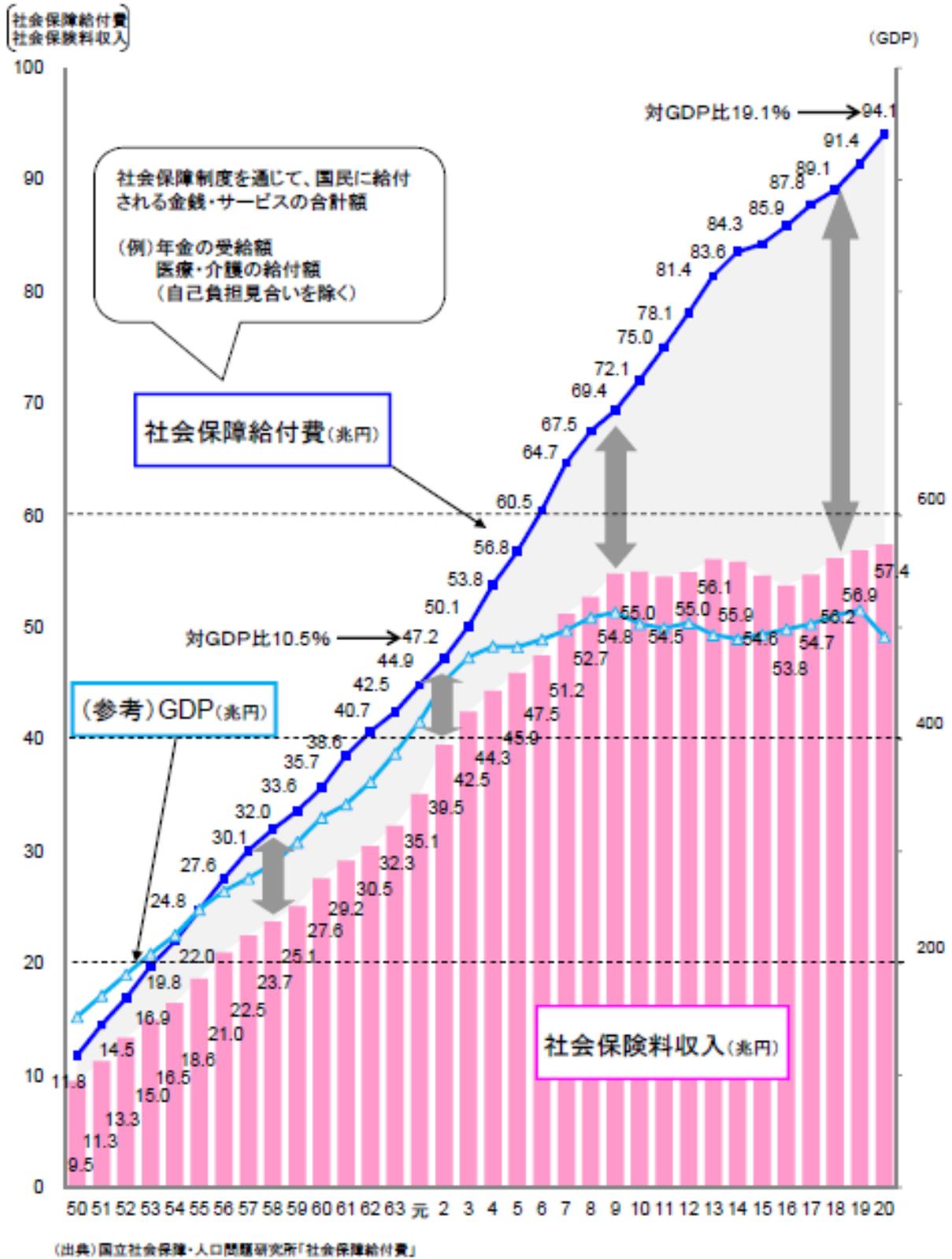
参考図表9 歳出に占める社会保障関係費等の割合



(注)平成12年度までは決算、23年度は補正後予算による。

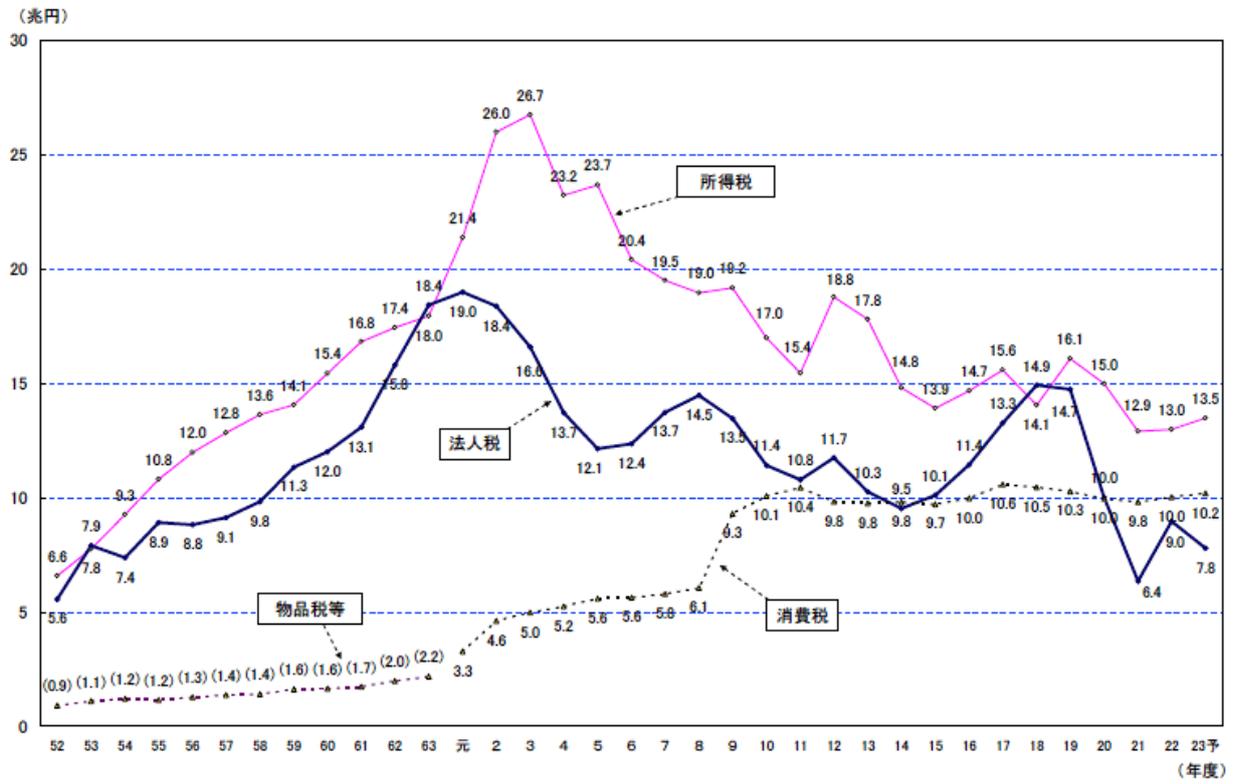
(出所) 財務省「日本の財政関係資料」平成23年9月

参考図表 10 社会保障給付費の推移



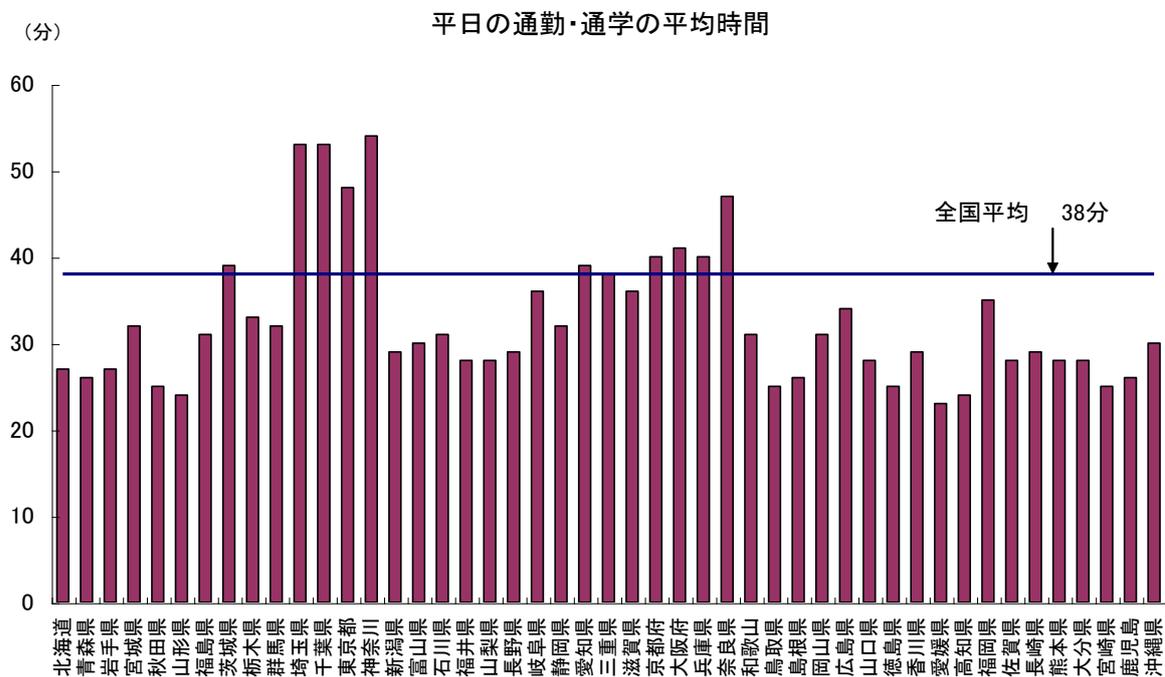
(出所) 財務省「日本の財政関係資料」平成23年9月

参考図表 11 主要税目の税收の推移



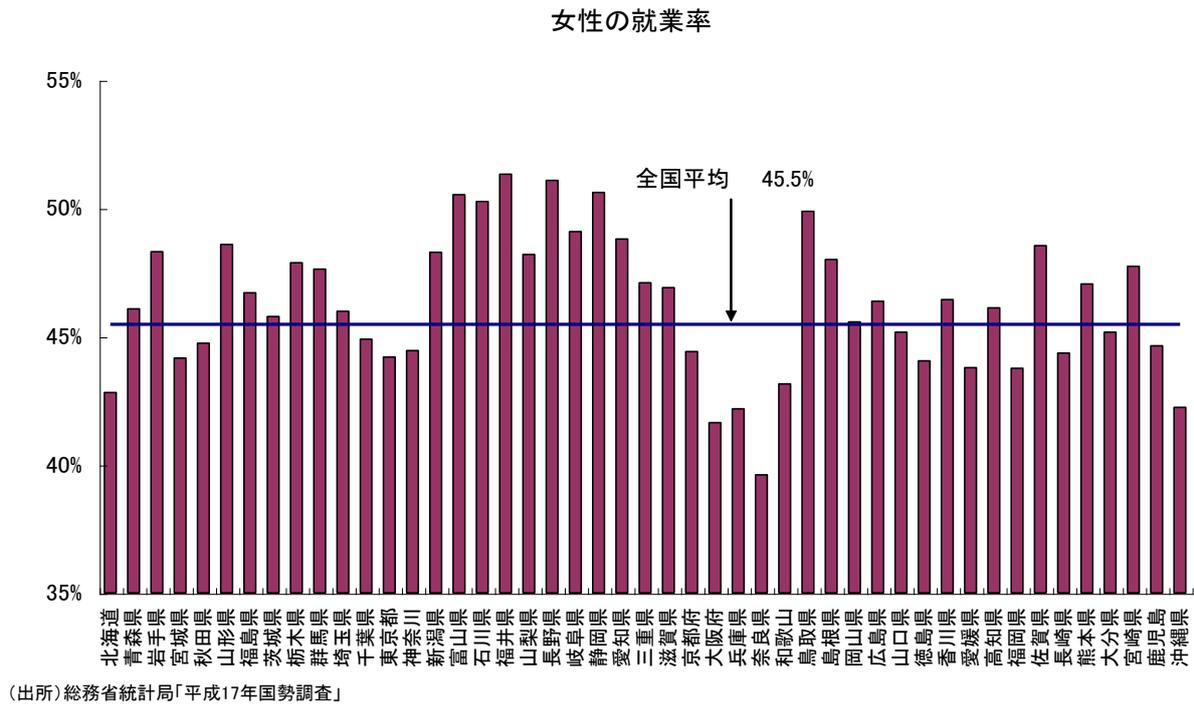
(出所) 財務省ホームページ

参考図表 12 平日の通勤・通学の平均時間

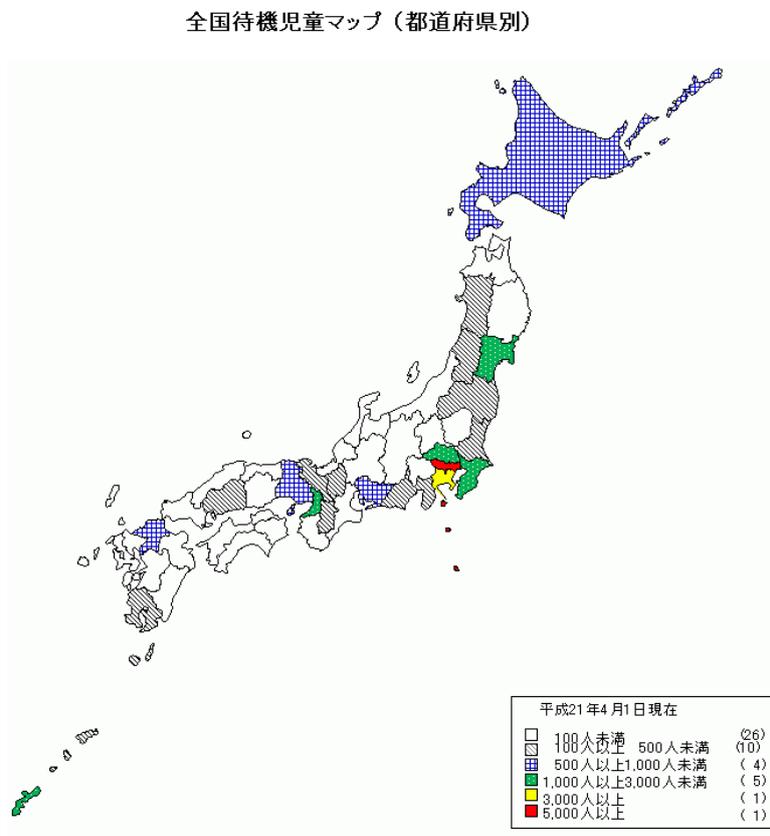


(出所)総務省統計局「平成18年 社会生活基礎調査」

参考図表 13 女性の就業率



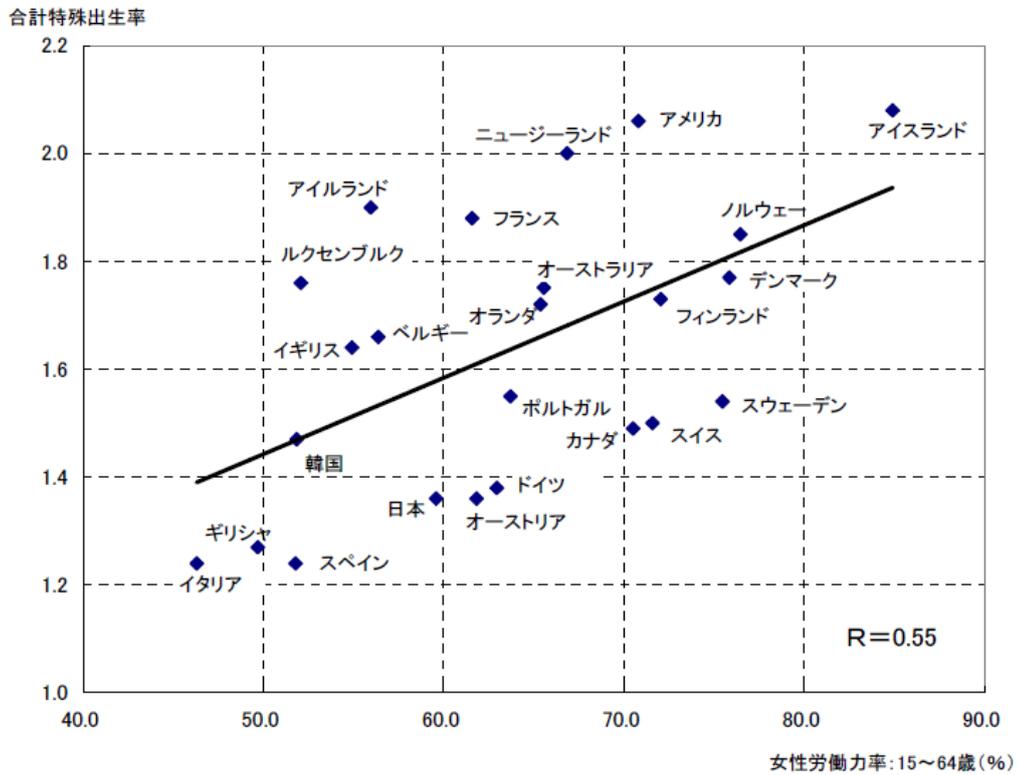
参考図表 14 待機児童の現状



(出所) 厚生労働省

参考図表 15 出生率と女性労働力率

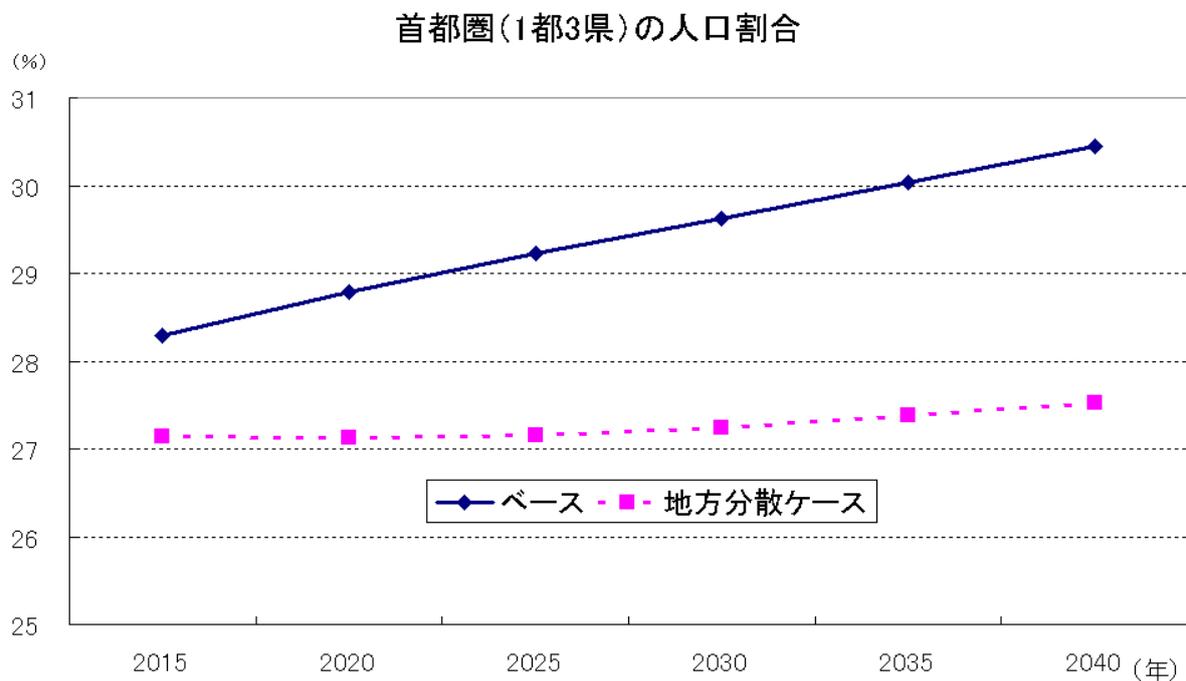
OECD 加盟 24 か国における合計特殊出生率と女性労働力率（15～64 歳）：2000 年



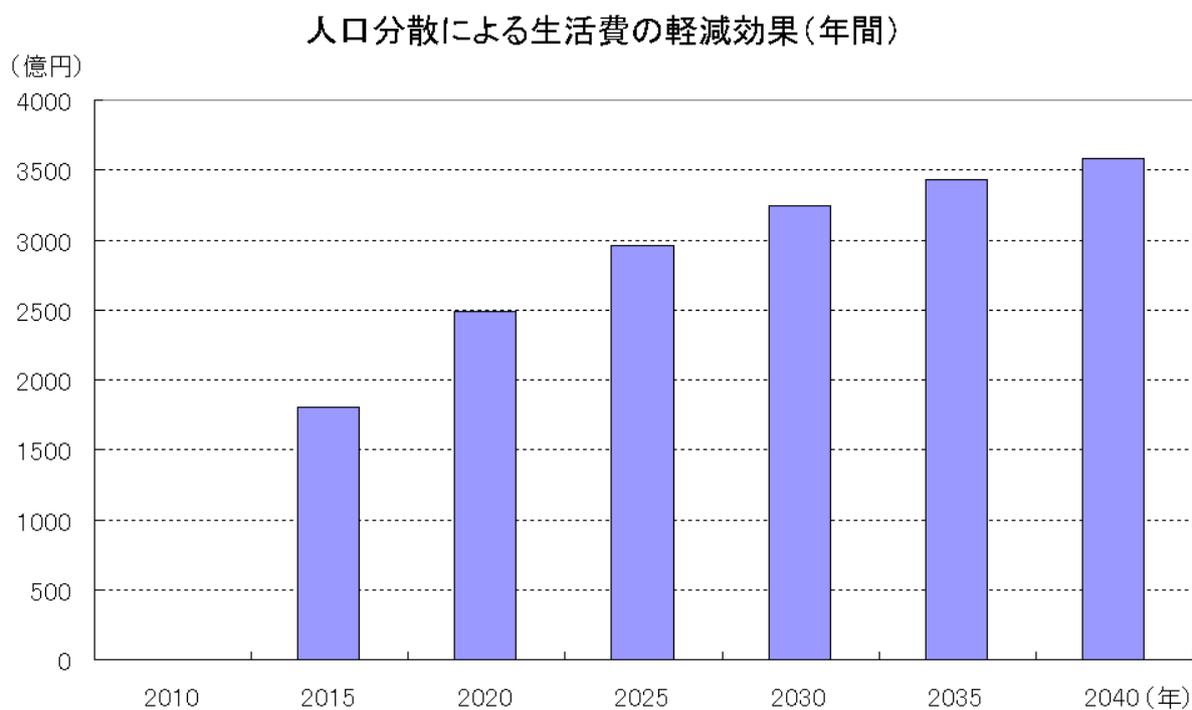
(資料) Recent Demographic Developments in Europe 2004, 日本: 人口動態統計, オーストラリア Births, No.3301, カナダ: Statistics Canada, 韓国: Annual report on the Vital Statistics, ニュージーランド: Demographic trends, U.S.: National Vital Statistics Report, ILO Year Book of Labour Statistics より作成。
 (注) 女性労働力率: アイスランド、アメリカ、スウェーデン、スペイン、ノルウェーは、16 歳～64 歳。イギリスは 16 歳以上。

(出所) 内閣府男女共同参画局

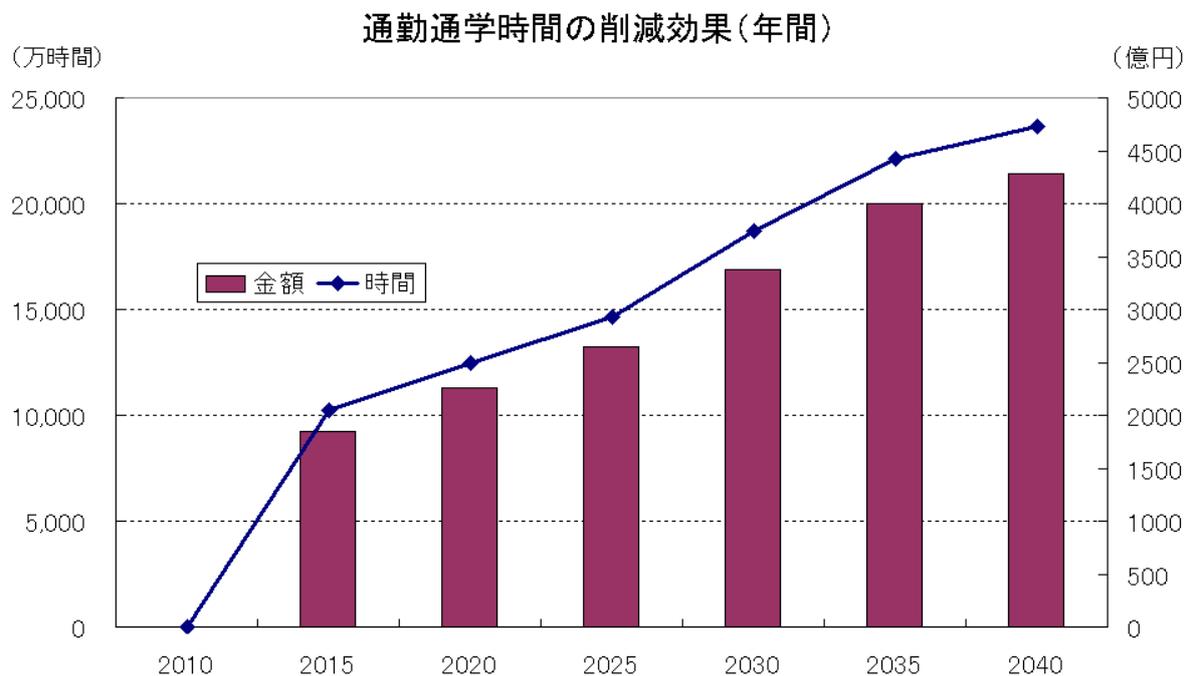
参考図表 16 首都圏（1都3県）の人口割合



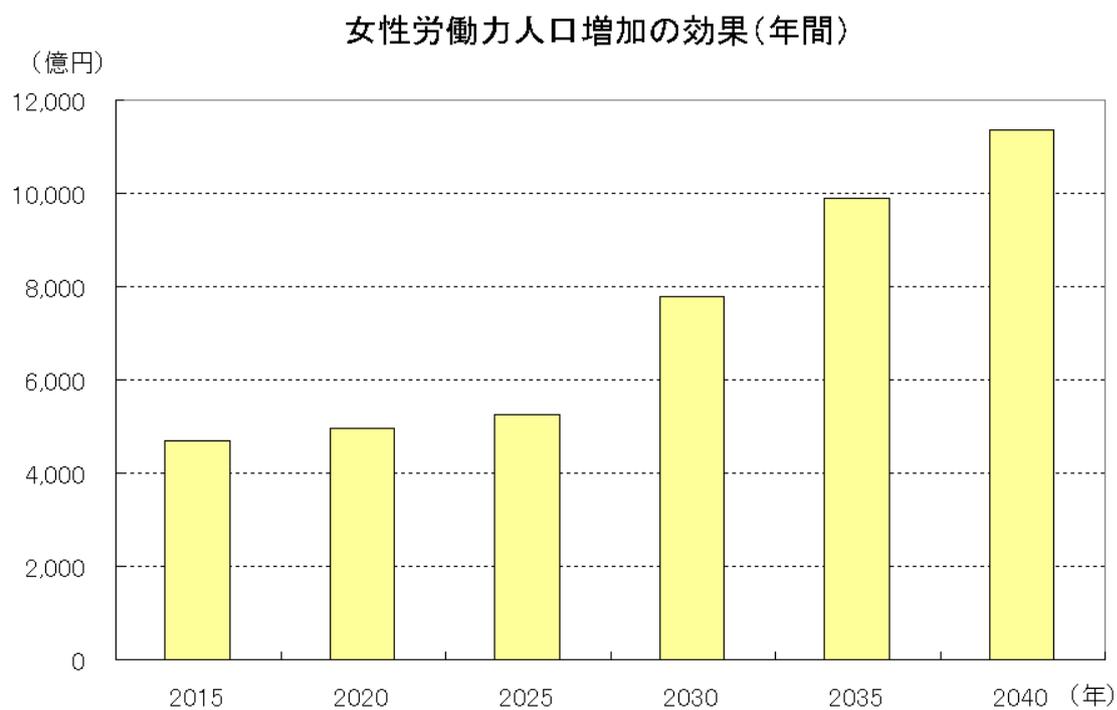
参考図表 17 生活費の削減効果



参考図表 18 通勤・通学コストの削減効果



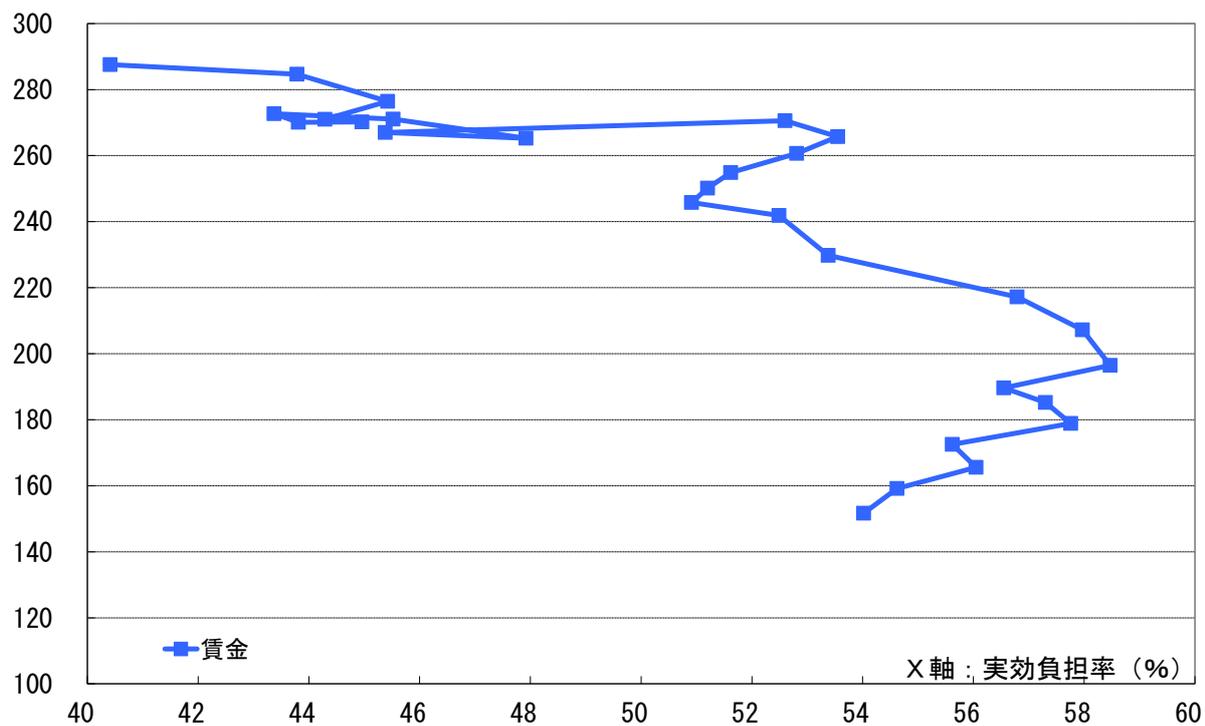
参考図表 19 女性労働力人口増加の効果



参考図表 20 法人実効負担率と雇用者報酬との関係性

法人負担と経済全体の雇用者報酬との間には右下がりの関係があり、法人負担を軽減させることで雇用者報酬が増加することが期待される。すなわち、経済全体で雇用が増加し、所得が増加するということである。

(兆円)



(出所) 関西社会経済研究所『法人税改革の経済分析』

参考図表 21 国と地方の長期債務残高

(単位:兆円)

	平成元年度末 (1989年度末) <実績>	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績見込>	平成23年度末 (2011年度末) <補正後>
国	188程度	242程度	390程度	493程度	573程度 (568程度)	621程度 (613程度)	662程度 (645程度)	693程度 (681程度)
普通国債 残高	161程度	193程度	295程度	457程度	546程度 (541程度)	594程度 (586程度)	636程度 (619程度)	667程度 (655程度)
対GDP比	38.7%	39.9%	58.7%	92.6%	111% (110%)	125% (124%)	134% (130%)	141% (138%)
地方	66程度	91程度	163程度	198程度	197程度	198程度	201程度	201程度
対GDP比	16%	19%	32%	40%	40%	42%	42%	42%
国・地方 合計	254程度	333程度	553程度	692程度	770程度 (765程度)	819程度 (811程度)	862程度 (845程度)	894程度 (882程度)
対GDP比	61%	69%	110%	140%	157% (156%)	173% (171%)	181% (178%)	189% (186%)

(注1) GDPは、平成22年度までは実績値、23年度は「経済財政の中長期試算」(内閣府、平成23年8月)による。

(注2) 平成20、21年度末の()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成22年度末及び23年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注3) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(34兆円程度)である。

(出所) 財務省「日本の財政関係資料」平成23年9月

参考試算①

本提言が基礎的財政収支に与える影響の
シミュレーション

※このシミュレーション結果は、兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科の協力を
得て作成した。

1. 主な改革の効果

(1) 70歳～75歳窓口負担割合（現行1割）の本来水準（2割）の適用（0.4兆円）

（試算の考え方）

- ・70歳から74歳の国民医療費：4.3兆円（A）
- ・本来水準に戻した時の公費負担軽減：0.4兆円 $[(A) \times 0.1]$

※70歳から74歳人口が今後増加していくことを踏まえれば、本来水準の適用はより大きな影響が出ると考えられる。

※増加する窓口負担分は、医療保険財政に繰り入れられ、いわゆる国と地方の基礎的財政収支の改善には直結しない。同額の公費負担軽減を通じて、基礎的財政収支の改善につながるものである。

（参考図表A1）年齢階級別国民医療費

年 齢 階 級	平 成 21 年 度			平 成 20 年 度		
	推 計 額 (億円)	構 成 割 合 (%)	人 口 一 人 当 たり 国 民 医 療 費 (千円)	推 計 額 (億円)	構 成 割 合 (%)	人 口 一 人 当 たり 国 民 医 療 費 (千円)
総 数	360 067	100.0	282.4	348 084	100.0	272.6
65 歳 未 満	160 587	44.6	163.0	158 085	45.4	158.9
0 ～ 14 歳	22 595	6.3	132.8	22 326	6.4	130.0
15 ～ 44 歳	48 951	13.6	103.3	48 362	13.9	101.0
45 ～ 64 歳	89 042	24.7	261.0	87 397	25.1	254.1
65 歳 以 上	199 479	55.4	687.7	189 999	54.6	673.4
70 歳 以 上(再掲)	160 500	44.6	778.3	153 325	44.0	760.0
75 歳 以 上(再掲)	117 335	32.6	855.8	109 711	31.5	830.1

（出所）厚生労働省『平成21年度国民医療費の概況』

(2) 基礎年金の受給開始年齢の引上げ (2.4兆円～5.6兆円)

(試算の考え方)

- ・ 2014年度から2年ごとに一歳ずつ引き上げ
(14年度～66歳、16年度～67歳、18年度～68歳、20年度～69歳、22年度～70歳)
- ・ 現行制度における2020年度基礎年金国庫負担：13.6兆円 (A)
(出所：厚生労働省『平成21年財政検証結果』)
- ・ 2020年度における人口
－65歳以上人口：36124千人、69歳以上人口：29760千人より、65歳以上人口に占める
65歳から68歳高齢者の割合：17.6% (B)
- ・ 2020年度における削減額：2.4兆円 [(A) × (B)] ※

(※) ただし、若い世代の方がより加入率が高い(高齢世代ほど人口に対する受給者の率が低い)ため、より大きな効果が出ると考えられる。

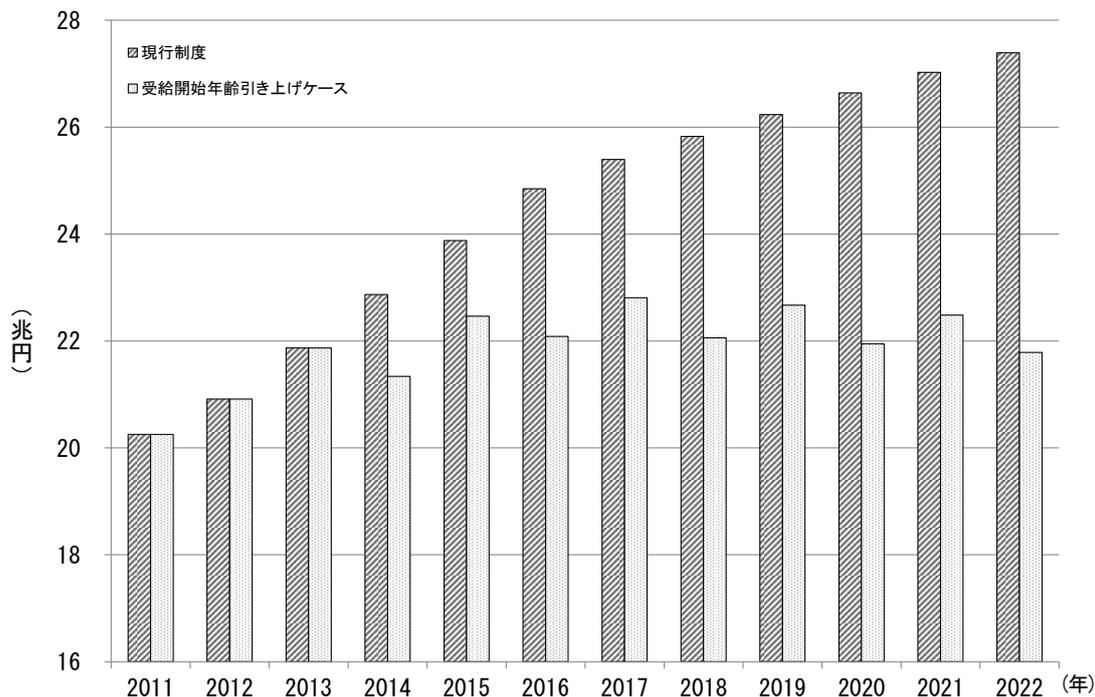
◆また、基礎年金の受給開始年齢の引上げは、給付費国庫負担だけでなく給付費総額も削減することができるので、総額削減効果を国庫負担削減につなげることで、国庫負担比率を現行の1/2から4割に削減することも可能。

- ・ 現行制度における2020年度基礎年金給付総額：26.6兆円 (C)
- ・ 上記改革実行時の2020年度基礎年金給付総額：22.0兆円 (D)
- ・ 現行制度における2020年度国庫負担以外の負担：13.0兆円 (= 26.6 - 13.3)
- ・ 給付削減の効果 (4.7兆円 = 26.6 - 22.0) をすべて国庫負担削減に活用した場合の国庫負担率：40% (= 1 - (13.0 / 26.6)) (E)
- ・ 基礎年金受給開始年齢の引上げに加えて国庫負担率を4割に削減した場合の2020年度における削減額：4.8兆円 [(A) - {(D) × 0.4}]

◆さらに、下記の保険料未納分徴収強化によって、国庫負担割合を従来水準の36.5%にまで削減すること可能。

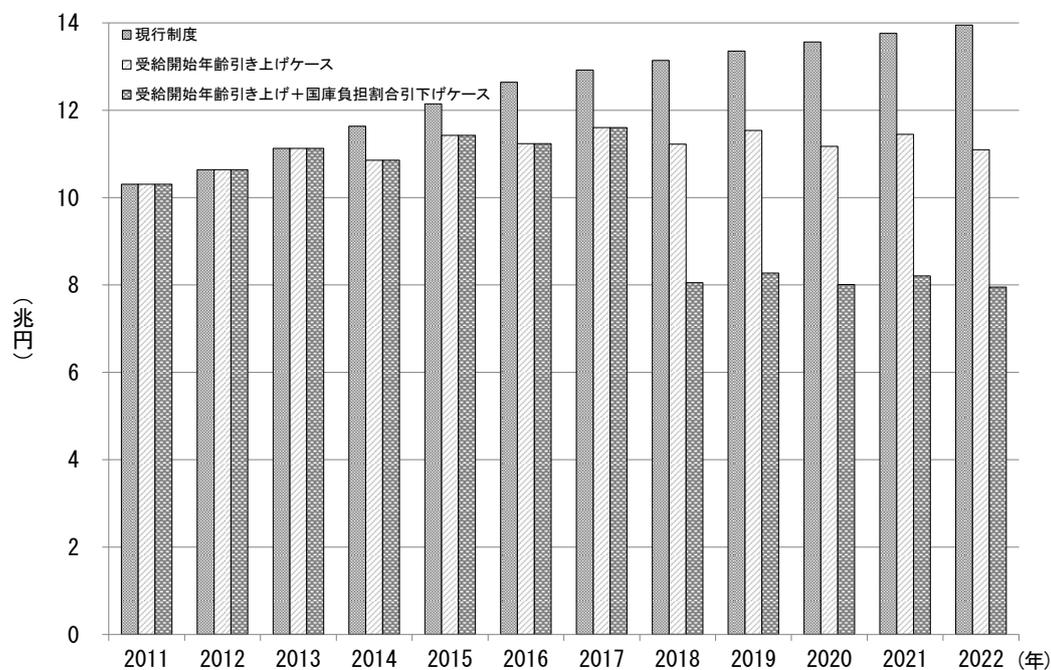
- ・ 基礎年金受給開始年齢の引上げに加えて国庫負担率を3.65割に削減した場合の2020年度における削減額：5.6兆円 [(A) - {(D) × 0.365}]

(参考図表 A 2) 基礎年金給付総額の推移



(出所) 厚生労働省『平成 21 年財政検証結果』を元に計算

(参考図表 A 3) 基礎年金国庫負担の推移



(出所) 厚生労働省『平成 21 年財政検証結果』を元に計算

(付注) 国庫負担割合引下げケースは 2018 年度から 0.365 に引き下げ

(3) 児童手当廃止 (2. 1兆円)

(試算の考え方)

- ・ 児童手当 (国分) : 1. 3兆円
- ・ 児童手当 (地方分) : 0. 8兆円
- ・ 児童手当廃止 : 2. 1兆円

(4) 公務員人件費2割削減 (2~5. 8兆円)

(試算の考え方)

- ・ 国家公務員総人件費 : 5兆円 (平成22年度) (A)
- ・ 地方公務員総人件費 : 2. 4兆円 (平成21年度決算) (B)
- ・ 総人件費の2割 : 5. 8兆円 (0. 2 × {(A) + (B)})

(5) より高い税収弾性値を期待することで得られる効果 : (0~12. 6兆円)

(試算の考え方)

- ・ 内閣府「経済財政の中長期試算」(平成24年1月24日)の成長戦略シナリオにおいて、消費税を除いた2020年度の国税税収 : 46. 6兆円 (A)
- ・ 2011年度から税収弾性値が2 (←内閣府試算における試算期間の平均 : 概ね1. 2)で推移すると仮定したときの成長戦略シナリオにおける2020年度の国税税収 : 59. 2兆円 (B)
- ・ 高い税収弾性値を期待することで得られる効果 : 12. 6兆円 [(B) - (A)] ※

(※) 地方税は住民税に累進がない等のことから、高い税収弾性値は期待しないと仮定、また消費税についても景気変動に左右されにくいことから、高い税収弾性値は期待しないと仮定。

(6) 保険料未納分（歳入庁による徴収強化）（1兆円）

(試算の考え方)

- ・納付対象月数（納付対象者×納付対象月数）：16,679 万月、納付月数：9,893 万月より、未納分：6,786 万月（A）
- ・基礎年金保険料：15100 円（B）
- ・未納分：1兆円 [(A) × (B)]

※徴収の強化によって得られた保険料は、年金財政に繰り入れられ、いわゆる国と地方の基礎的財政収支の改善には直結しない。上述の基礎年金給付国庫負担の引下げ等を通じて、基礎的財政収支の改善につながるものである。

(参考図表 A 4) 保険料の徴収状況

【徴収関係(納付状況)】 (単位: 万月、万人)

② 国民年金保険料納付状況	保険料納付状況(平成23年4月末現在)					国民年金保険料納付対象者数	口座振替による納付者数	保険料未納者数
	現年度分			過年度分				
	納付月数	納付対象月数	納付率(22年度)	納付率(20年度)	納付率(21年度)			
	9,893	16,679	59.3%	66.8%	63.2%	1,387	500	321

※現年度分の保険料納付状況は、平成23年4月末納付期限の平成22年4月～平成23年3月分のものである。
 ※過年度分の保険料納付状況は、平成20年度分：20年4月～23年3月末まで、平成21年度分：21年4月～23年3月末までの納付率である。
 ※国民年金保険料納付対象者は、第1号被保険者から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者を除いた者である。
 ※保険料未納者は、直近24ヶ月分の保険料が未納となっている者である。

(出所) 日本年金機構『平成22年度版主要統計』

2. 基礎的財政収支に与える効果（ごく粗い試算）

○ベースとなる内閣府試算

- ・ 成長戦略ケース：3%超の名目成長率
- ・ 消費税を2014年4月に3%、2015年10月に2%引き上げる
- ・ 社会保障制度改革の実施などにより一定の歳出増（※消費税率1%相当と想定）

○関西経済同友会提言を考慮した参考試算

（基本ケース：ケース1）

- ・ 内閣府試算における成長戦略ケースの成長率、消費税の増税スケジュールを踏襲
- ・ 内閣府試算における社会保障制度改革の実施による一定の歳出増を実施しない
- ・ 地方法人二税の廃止を2013年度から想定（5兆円程度）
- ・ 基礎年金の国庫負担を段階的に引き上げ（（2）のスケジュール）
- ・ 受給開始年齢を68歳に引き上げる2018年度から基礎年金の国庫負担率を36.5%に引き下げる
- ・ 児童手当廃止を2013年度から想定
- ・ 公務員人件費国、地方2割の削減を2013年度から想定

（ケース2）

- ・ ケース1に加えて、基礎年金の国庫負担率50%を維持する

（ケース3、4）

- ・ ケース1、2に基づいて、それぞれ地方公務員人件費削減率を1割に緩める

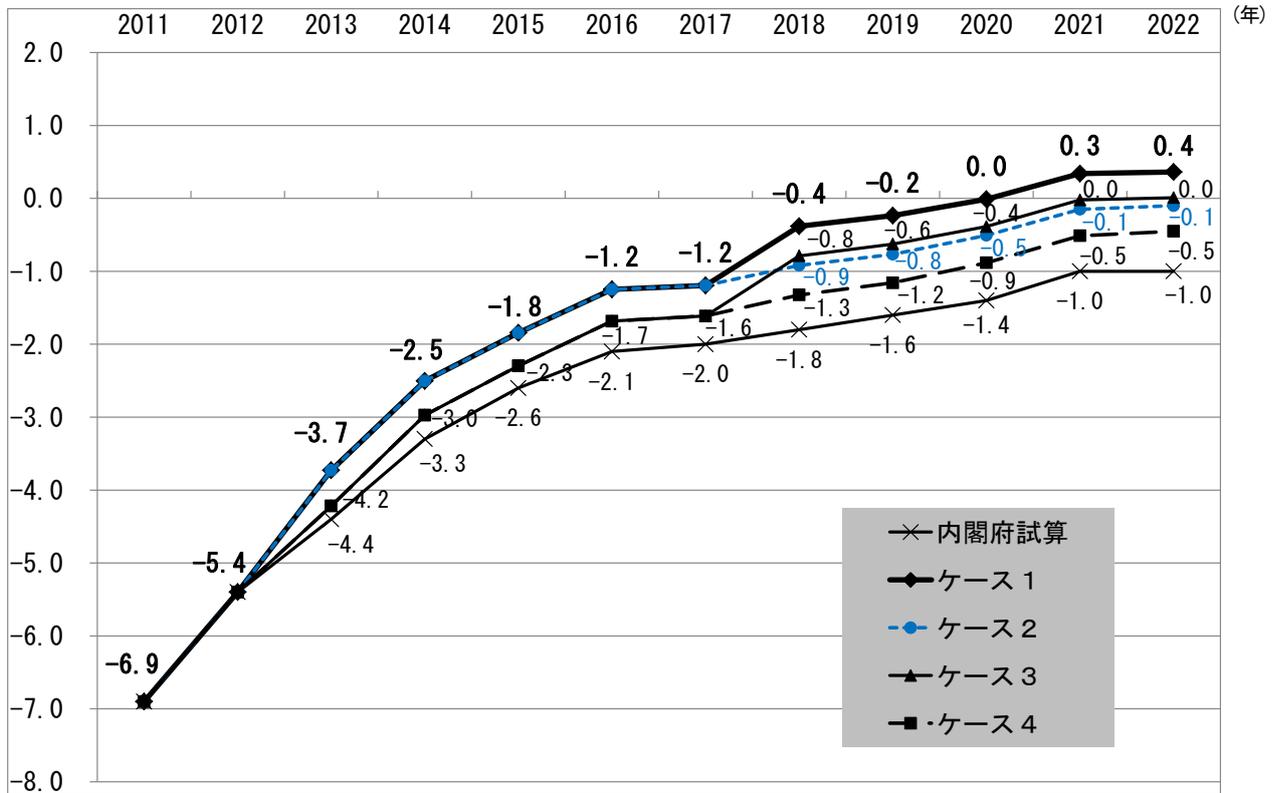
（ケース5～8）

- ・ ケース1～4に基づいて、それぞれ税収弾性値を1.5に見積もる

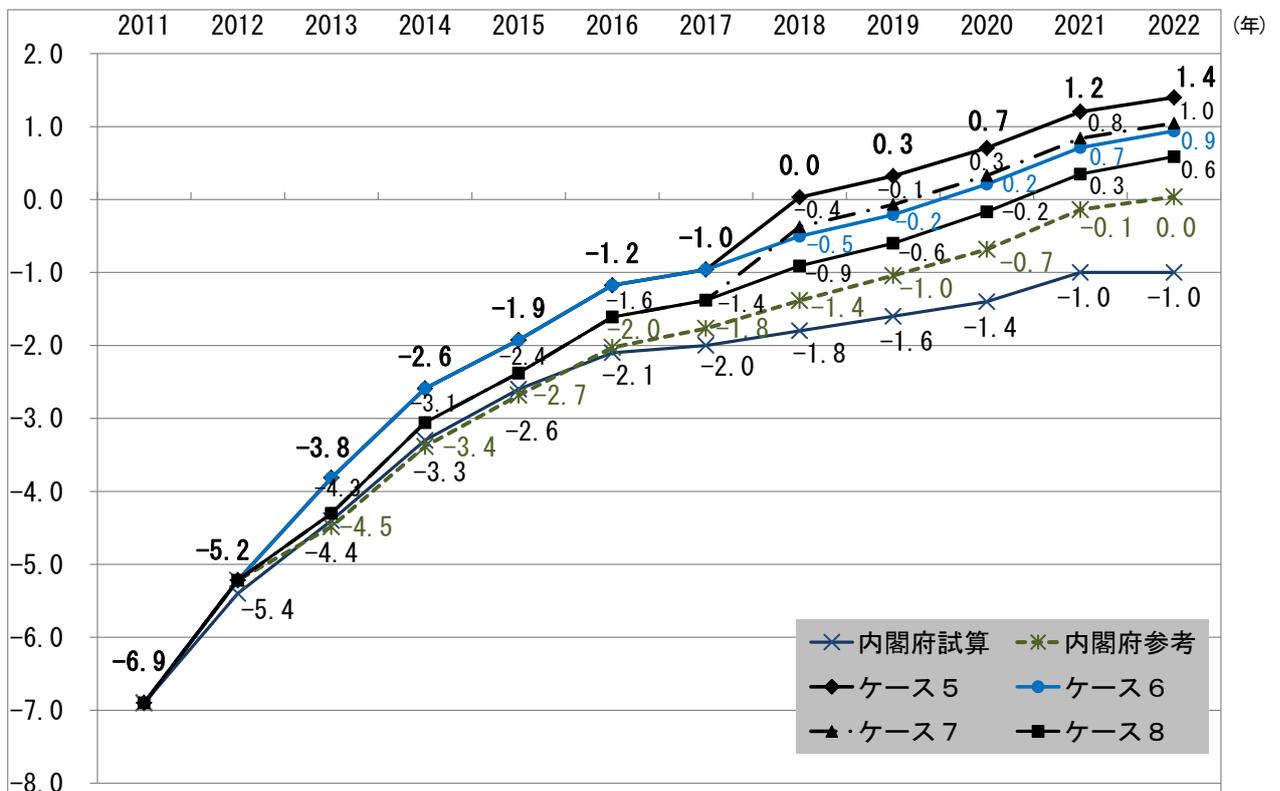
（内閣府参考）

- ・ 内閣府試算に基づいて、税収弾性値を1.5に見積もる

(試算結果 1) 税収弾性値固定ケース



(試算結果 2) 税収弾性値高め見積もりケース



(参考) 税収弾性値

税収弾性値とは、名目GDP成長率1%増加したときに税収が何%増加するかという値のことで、下式で計測される。

$$\text{税収弾性値} = \frac{\text{税収増加率}}{\text{名目GDP成長率}}$$

具体的には、名目GDP成長率が3%で、その年度の税収増加率が6%の場合は、税収弾性値は2 (= 6% / 3%) と評価される。

内閣府の試算では、税収弾性値がかなり慎重に見積もられている一方(1.1程度)、現実には、より高い税収弾性値であることも十分考えられ、内閣府試算以上に増収効果があることも期待される。

内閣府では、経済成長が増収に与える効果を検討しており、『経済成長と財政健全化に関する報告書』の中でも2000年代の税収弾性値を4.04とする等1を大きく超える税収弾性値が計測されている。(参考図表A5)

一方で、『経済成長と財政健全化に関する報告書』では、2000年代のゼロに近い成長率の場合は税収弾性値が大きく振れやすいこと、1980年代の税収弾性値は1.3前後であり、その後の税制改正で所得税の累進度が下がっていること、景気変動の影響を受けにくい消費税のウェイトが高まっていることから、現在の税収弾性値は1.3を下回っていると結論付けている。(参考図表A6)

・しかしながら、今後の景気回復期には繰り越し欠損等の効果もあり、大きな増収が期待できること、特に今後増収が期待される法人税収は2000年代に10近い税収弾性値を持っていたこと、現実に2000年代前半の内閣府試算は税収を過少に見積もりすぎたために下に大きく外していること、1990年代の税収弾性値は1.9近くであったことを合わせれば、本シミュレーションで想定した、累進度の小さい地方税、消費税を除く国税税収の税収弾性値を1.5と見積もることは、決して楽観的過ぎるということではないといえる。(参考図表A7~9)

(参考図表 A 5)

(2) 税収弾性値の推移

期間	税収弾性値 ^(注) (平均、 括弧内は標準偏差)	名目成長率 (平均、% 括弧内は標準偏差)	税収伸び率 (平均、% 括弧内は標準偏差)
1981-1990	1.43(0.51)	6.17(1.56)	8.40(1.84)
1991-2000	1.91(4.13)	1.12(1.87)	▲1.56(5.27)
2001-2009	4.04(3.91)	▲0.66(2.27)	▲2.68(7.70)
1981-2000	1.67(2.87)	3.65(3.09)	3.42(6.39)
1991-2009	2.92(4.06)	0.28(2.21)	▲2.09(6.37)
1981-2009	2.41(3.35)	2.52(3.47)	1.53(7.27)

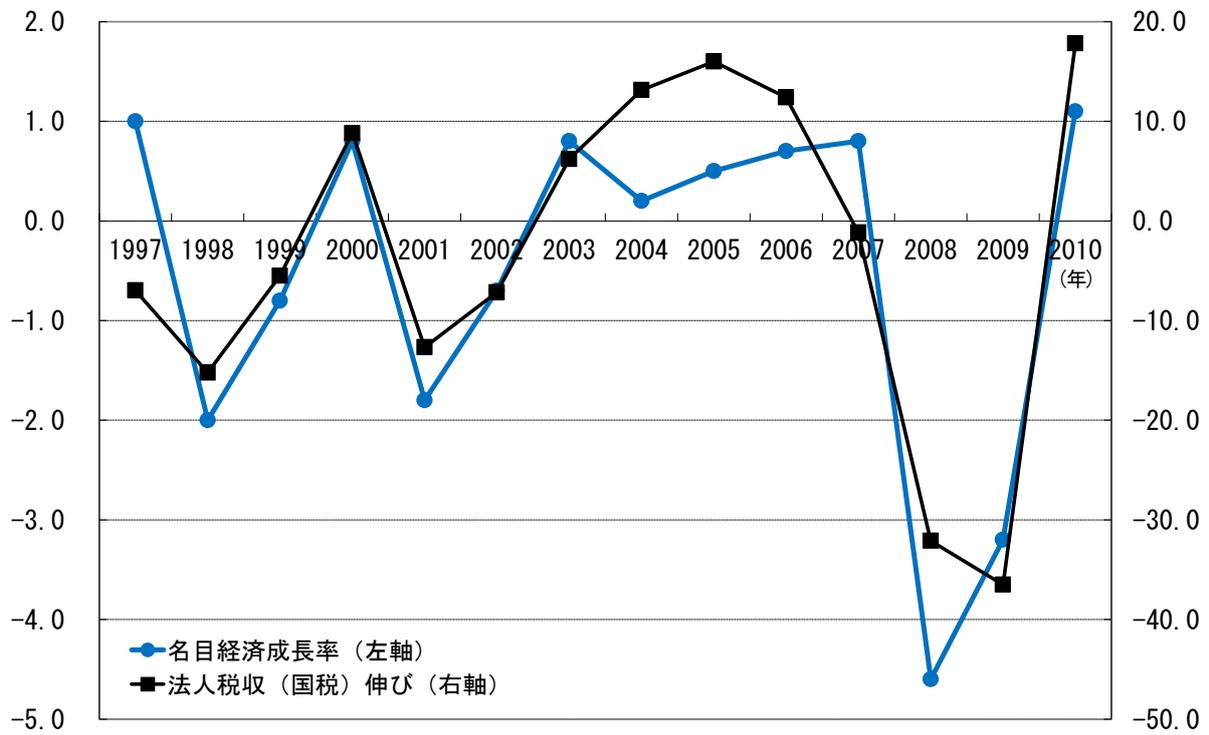
(出所) 内閣府『経済成長と財政健全化に関する報告書』

(参考図表 A 6)

第1に、税収弾性値の大きさについては、2000年度以降のデータを用いて、税収の伸び率と名目成長率の比を算出し、単純に平均した場合、4程度という大きな数値になる。しかし、これは、分母である名目成長率がゼロに近い数値であったため、算出される税収弾性値は大きく振れやすい(誤差率が大きくなる)ことや、その期間に種々の税制改正が行われたことなどが影響している。税制改正の影響を取り除くなどして計算すれば、同じ期間の税収弾性値は小さくなる。また、税収の伸び率と名目成長率の双方が安定していた1980年代のデータから算出される税収弾性値は1.3前後である。その後の税制改正により、所得税の累進度が低下していること、弾性値が1程度(基本的に比例税である)と考えられる消費税の税収全体に占めるウェイトが高まっていることなどを考慮すると、現在の税収弾性値は1.3を下回っている可能性が高いと考えられる。したがって、高い税収弾性値を前提に、インフレや名目成長によって大きな自然増収を期待することは適当ではない。

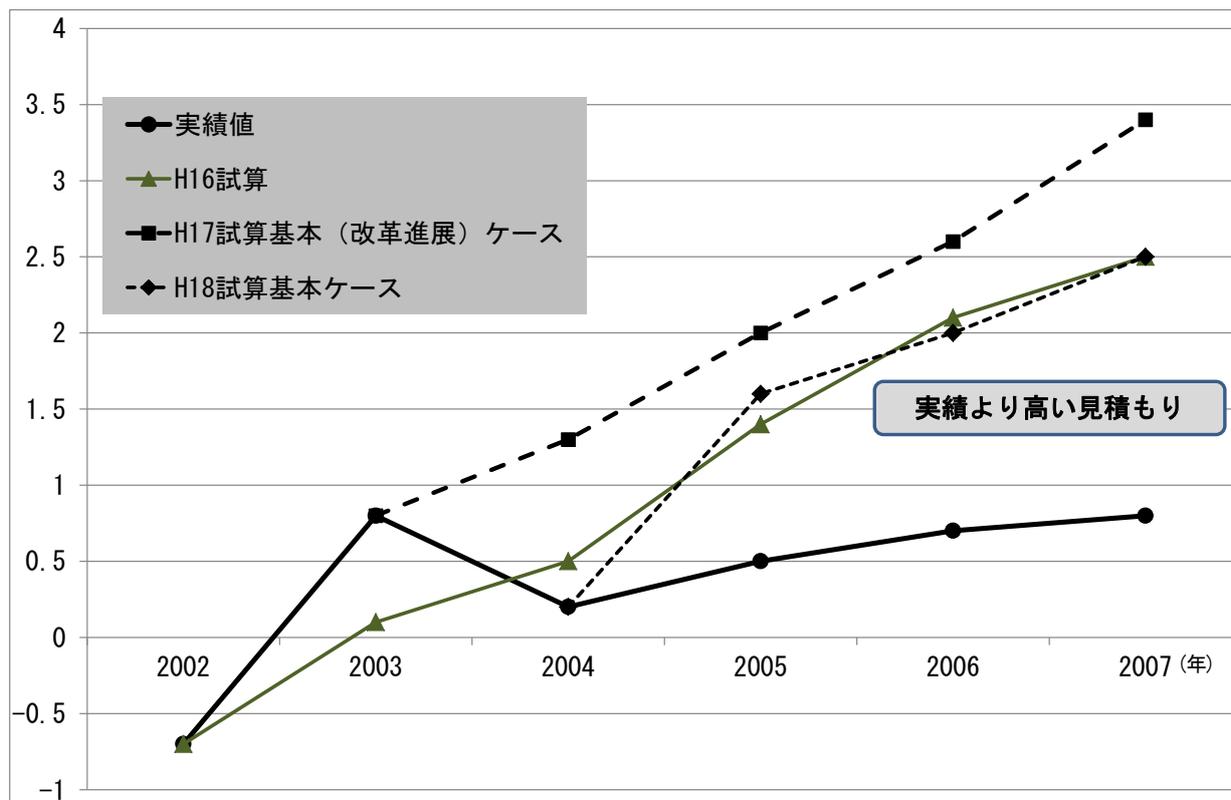
(出所) 内閣府『経済成長と財政健全化に関する報告書』

(参考図表 A 7) 法人税の税收弹性値

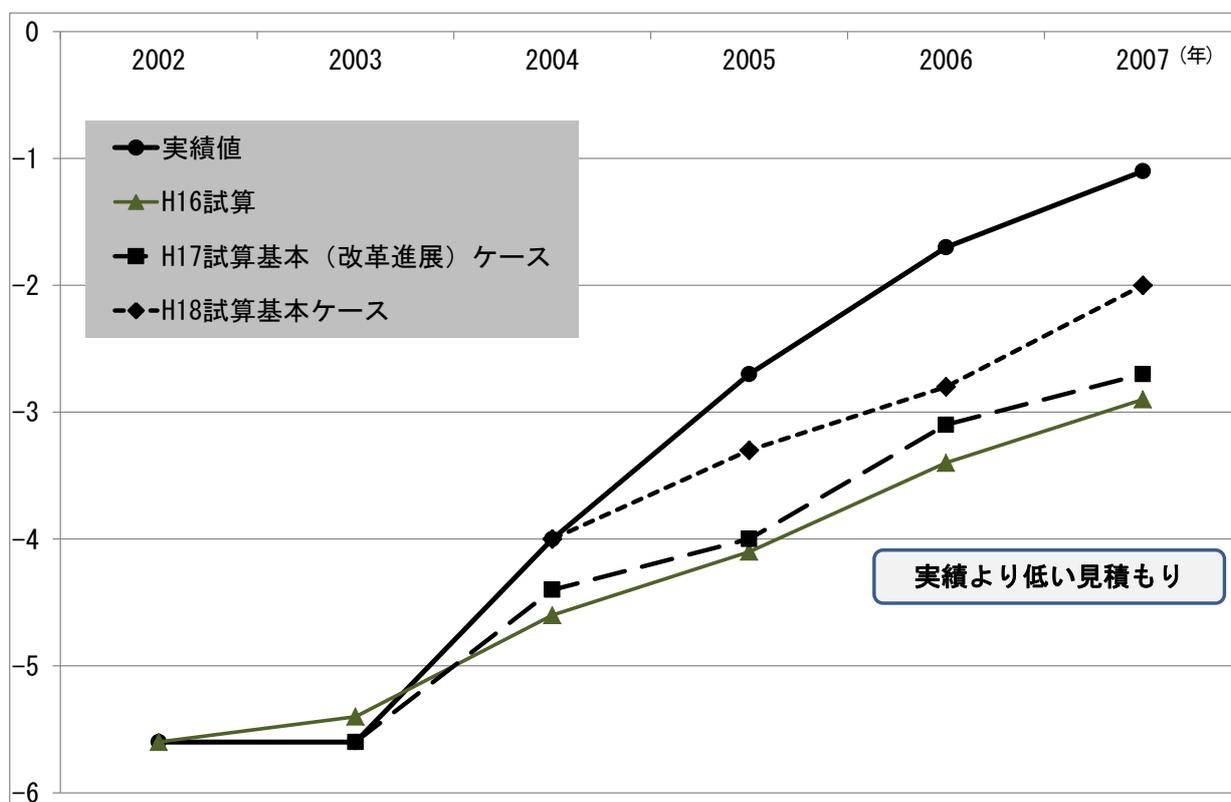


(出所) 内閣府『国民経済計算』、財務省『財政金融統計月報 (租税特集)』を元に計算

(参考図表 A 8) 名目 GDP 成長率の実績値と各年の内閣府試算



(参考図表 A 9) 基礎的財政収支対 GDP 比率の実績値と各年の内閣府試算



参考試算②

地方分散の経済効果試算

※この試算結果は、株式会社ニッセイ基礎研究所の協力を得て作成した。

地方分散の経済効果試算

○都道府県別将来人口推計

- ・ 2010年の国勢調査による人口と2005年から2010年までの都道府県間の人口移動者数のデータを利用した、都道府県別将来人口推計システムを作成。
- ・ ベースラインの全国人口は2012年1月に発表されている社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に一致させている。
- ・ 都道府県の出生数は、2009年の県別女性5歳階級別の出生率を使って推計。
- ・ 地方分散ケースでは、①都道府県間移動者の首都圏(1都3県)への流入率が15%減少、②首都圏の出生率の上昇、③初期に女性が首都圏から地方に1.6%分散、を仮定
- ・ 首都圏の出生率上昇については、人口流入が抑制されることで育児環境が改善するので、首都圏各県の各年齢階級別出生率はそれぞれ全国平均との差が現在の二分の一になるというシナリオを想定

○経済効果の推計

1. 生活費の減少

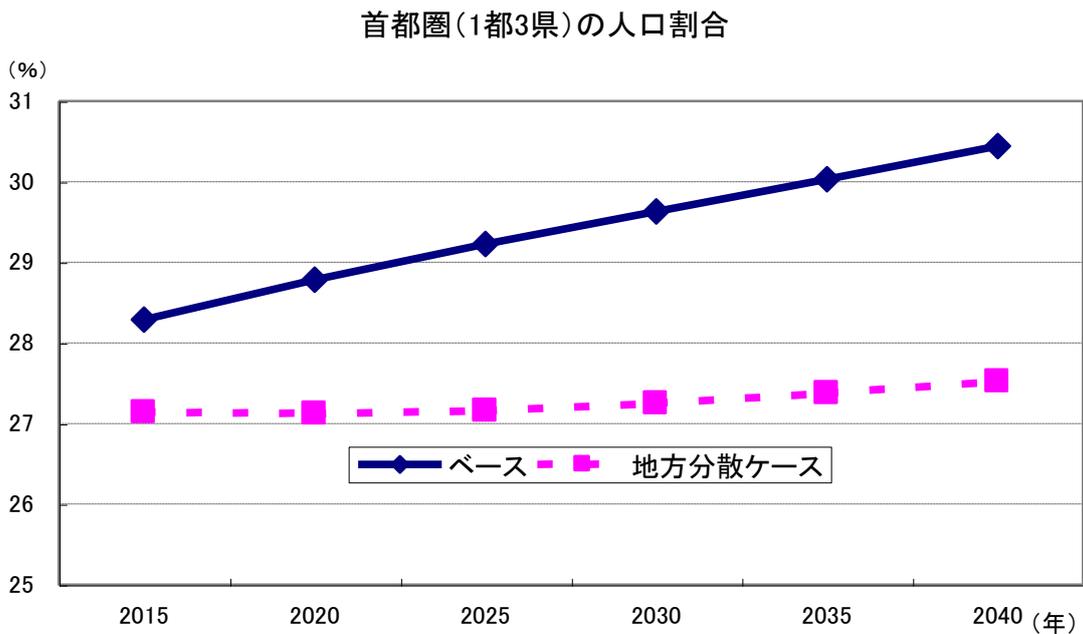
- ・ 総務省統計局消費者物価指数の地域差指数(2010年)を使用
- ・ 県庁所在地の地域差指数を、各都道府県の地域差指数だと仮定
- ・ 各県の一人当たり実質消費が同じと仮定
- ・ 2040年も2010年と同じ物価の地域差が続くと仮定し、都道府県別の一人当たり実質消費額が2010年と同じだと仮定して全国の消費支出額を計算
- ・ 人口分散ケースとベースラインでは総人口が異なるので、人口分散ケースの総人口がベースラインと同じ都道府県別の人口割合になった場合との消費支出額の差を人口分散による経済効果とした

2. 通勤時間の機会費用減少

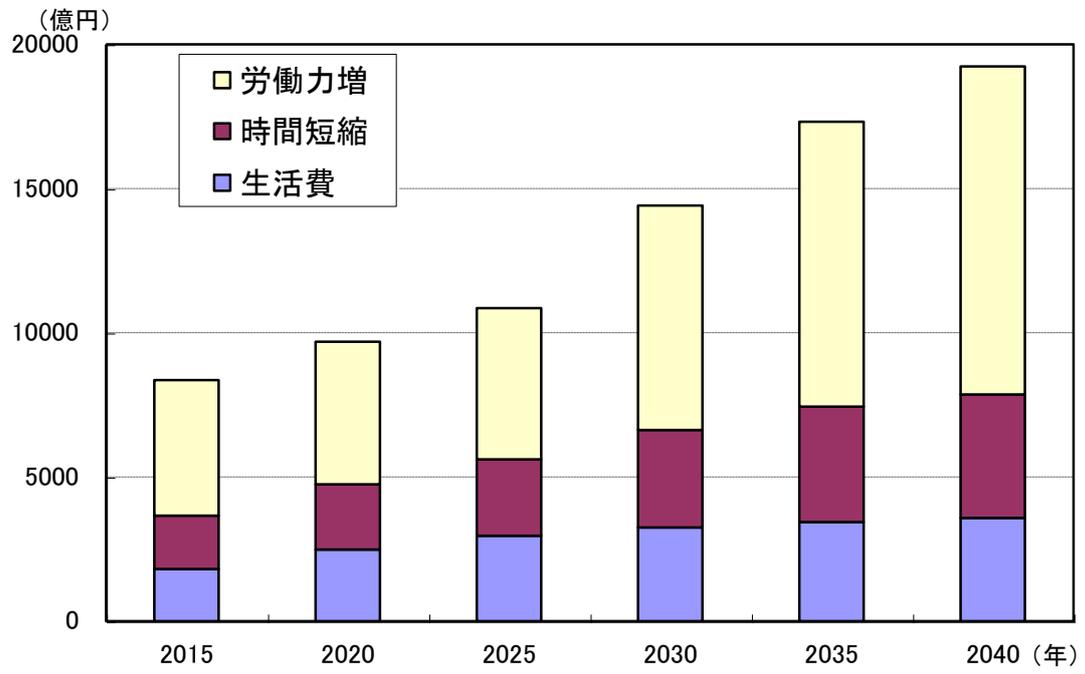
- ・ 総務省統計局社会生活基本調査(2006年)の、県別15歳以上の平日の一人当たり通勤・通学時間を使用
- ・ 2040年までの県別15-64歳人口を使用し、一人当たり通勤・通学時間×15-64歳人口×時間単価が通勤・通学時間の機会費用と考える
- ・ 時間単価は全国同じと仮定：厚生労働省賃金構造基本調査(2011年)の男女計学歴計の「決まって支給する給与／(所定内労働時間+超過労働時間)で時間単価を計算
- ・ 人口分散ケースとベースラインでは総人口が異なるので、人口分散ケースの総人口がベースラインと同じ都道府県別の人口割合になった場合との通勤・通学時間との差を人口分散による時間短縮効果とした

3. 女性就業増加による生産増

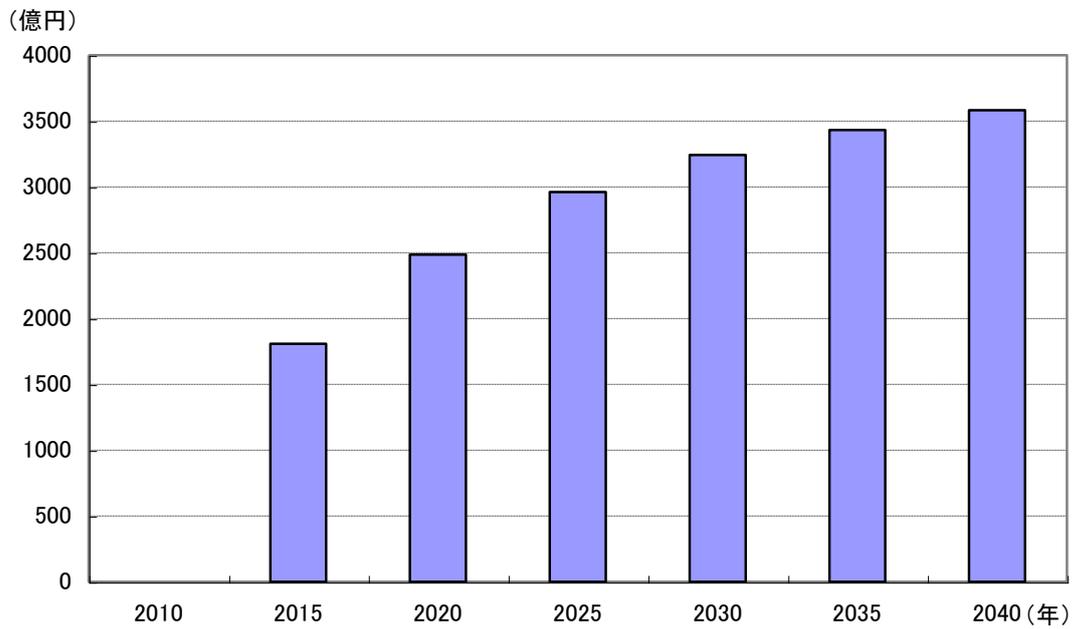
- ・ 国勢調査（2010年）の抽出速報推計、産業等基本集計の県別女性労働人口を使用
- ・ 2010年の県別の女性労働力人口と女性15-64歳人口の比率を求め、2040年もこの比率が一定と仮定
- ・ ベースラインと地方分散のケースで、国内の女性の労働力人口がどれだけ違うかを推計
- ・ 女性労働者一人当たりの経済効果：厚生労働省賃金構造基本調査（2011年）での女性の年収を定義。「女性年収×女性労働力人口増」を経済効果として計算



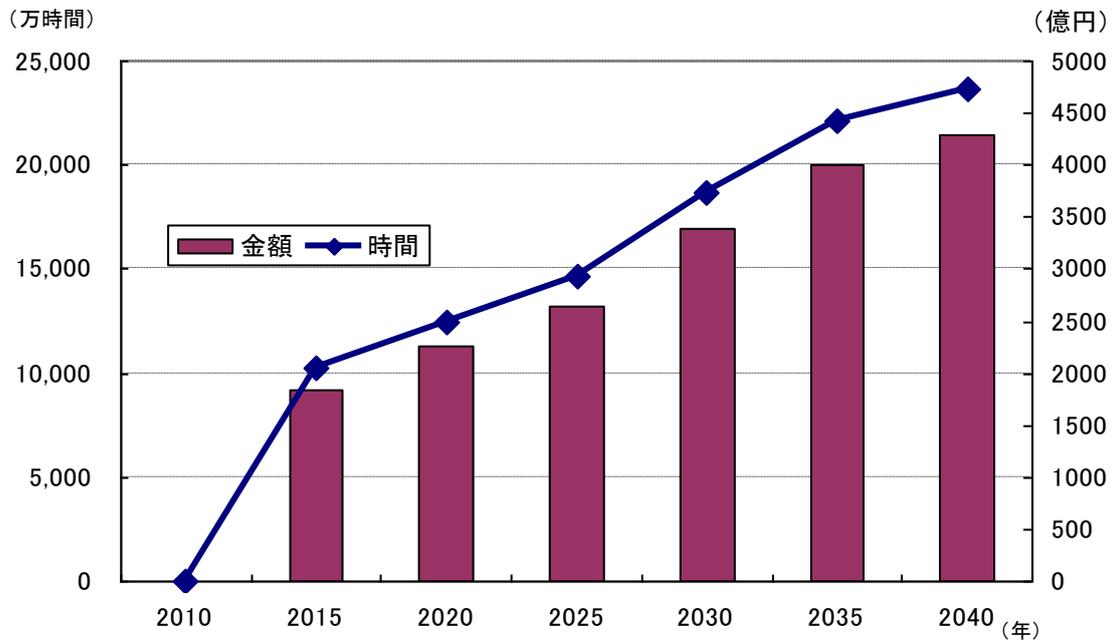
經濟效果(年間)



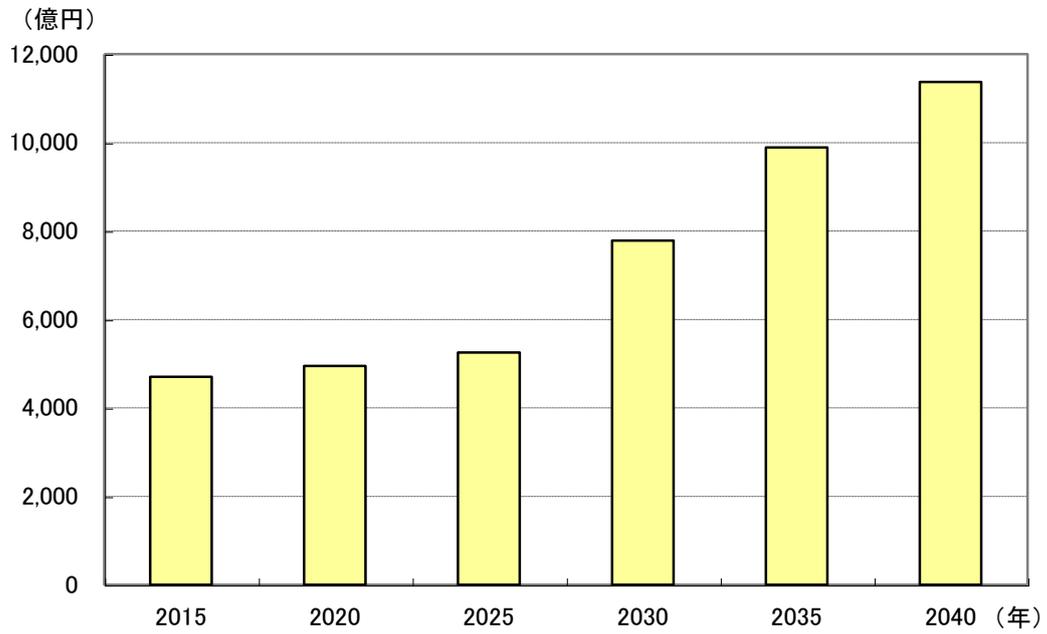
人口分散による生活費の軽減効果(年間)



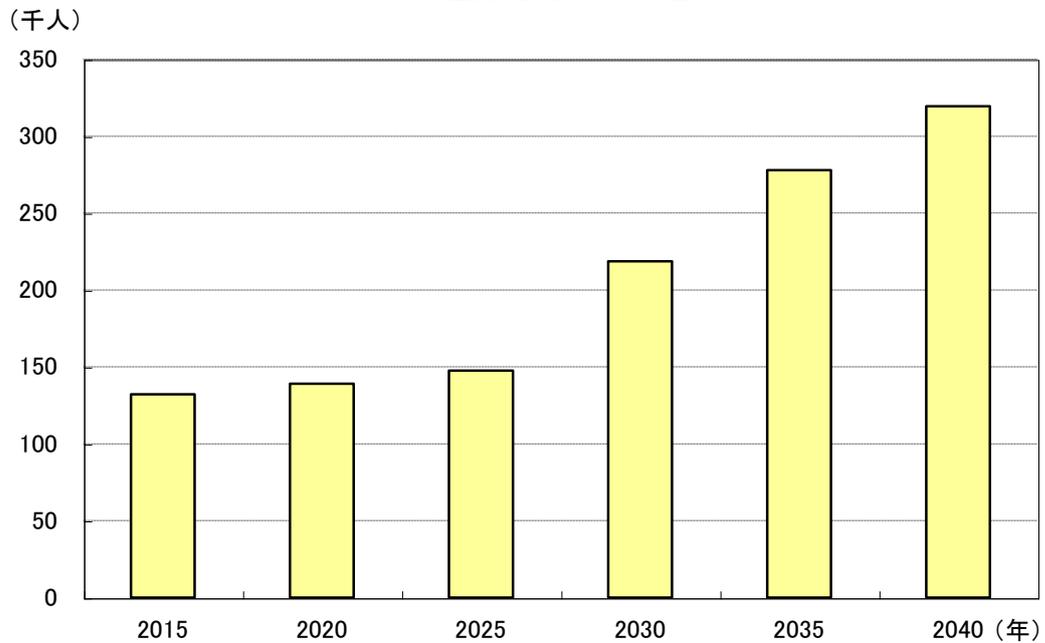
通勤通学時間の削減効果(年間)



女性労働力人口増加の効果(年間)



女性労働力人口の増加



以上

【提言】 財政再建に向けた歳出・歳入一体改革

～一極集中を是正し、消費税は成長戦略と財政再建の財源に～

平成 24 年（2012 年）4 月発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事・事務局長 齊藤 行巨

〒530-6691 大阪市北区中之島 6-2-27 中之島センタービル 28 階

電話 (06) 6441-1031 URL <http://www.kansaidoyukai.or.jp/>
